

令和3年度

佐賀県立高等学校
入学者選抜実施要項

佐賀県教育委員会

令和3年度

佐賀県立高等学校入学者選抜実施要項

令和3年度佐賀県立高等学校（以下「高等学校」という。）入学者の選抜はこの要項の定めるところによる。

令和3年度佐賀県立高等学校入学者選抜実施日程の概要

1 特別選抜（全日制課程のみ）

- 出願期間 令和3年1月28日（木）及び令和3年1月29日（金）
- 学力検査等 令和3年2月4日（木）
- 合格者発表 令和3年2月10日（水）

2 併設型中高一貫教育校における選抜

- 入学願又は入学辞退届提出 令和2年12月上旬 ※当該併設型高等学校が定める期日
- 入学内定日 令和3年2月10日（水）

3 一般選抜（全日制課程及び定時制課程で実施し、全県募集枠を含む）

- 出願期間 令和3年2月16日（火）及び令和3年2月17日（水）
- 志願変更願 令和3年2月22日（月）及び令和3年2月24日（水）
- 志願変更届 令和3年2月25日（木）
- 学力検査等 令和3年3月3日（水）及び令和3年3月4日（木）
- 追検査等 令和3年3月9日（火）
- 合格者発表 令和3年3月11日（木）

4 通信制課程

- 前期出願期間 令和3年2月26日（金）から令和3年3月12日（金）
- 出願の特例 令和3年3月22日（月）まで
- 前期合格者発表 令和3年3月24日（水）
- 後期出願期間 令和3年8月20日（金）から令和3年8月27日（金）
- 後期合格者発表 令和3年9月9日（木）

※ 第二次募集

県教育委員会が第二次募集を行うことが必要であると認めたときは、以下の日程で実施します。

- 出願期間 令和3年3月12日（金）及び令和3年3月15日（月）
- 面接等 令和3年3月17日（水）
- 合格者発表 令和3年3月19日（金）

注) 出願や志願変更の受付時刻、学力検査等の日程、合格者発表の時刻、その他詳細な事項については、本要項の中で確認すること。

目 次

I	全日制及び定時制課程	3
	【特別選抜】	3
	第1 募 集	3
	第2 出 願	8
	第3 学力検査等	9
	第4 面 接	10
	第5 選 抜	10
	第6 そ の 他	11
	【併設型中高一貫教育校における選抜】	12
	【一般選抜】（厳木高等学校及び太良高等学校全県募集枠以外）	13
	第1 募 集	13
	第2 出 願	14
	第3 志願の変更	15
	第4 学力検査等	16
	第5 面 接	17
	第6 追 検 査	17
	第7 選 抜	19
	第8 そ の 他	20
	【一般選抜 厳木高等学校及び太良高等学校全県募集枠】	21
	【第二次募集】	23
	(I) 全日制課程	23
	(II) 定時制課程	24
	(III) そ の 他	25
II	通信制課程	26
III	選抜実施細目	27
	第1 出願関係書類	27
	第2 諸書類の作成要領	27
IV	受検者への情報提供	31
V	県外からの入学志願者の取扱い	32
VI	海外からの入学志願者の取扱い	34
	第1 海外帰国生徒等志願者の取扱い	34
	第2 海外帰国生徒等志願者に対する特例措置	35
VII	その他	37
	第1 所属学区変更志願者の取扱い	37
	第2 県外の公立高等学校への入学志願者の取扱い	37
	第3 その他の事情がある場合	38
	第4 その他	38
	佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則	39
	【様 式】 入学願書等様式	(1)～(40)
	(付表1) 令和3年度佐賀県立高等学校募集学科・住所一覧	(付1)
	(付表2) 令和3年度佐賀県立高等学校入学者選抜関係日程	(付2)
	(付表3) 高等学校長より県教育委員会へのファクシミリ報告事項	(付3)
	(付表4) 令和3年度佐賀県立高等学校生徒募集定員	(付4)
	(付表5) 令和3年度佐賀県立高等学校入学者選抜概要	
	【特別選抜】 スポーツ推進指定校	(付5-1)
	【特別選抜】 文化芸術推進指定校	(付5-2)
	【一般選抜】 全日制課程 選考Ⅰ	(付5-3)
	【一般選抜】 全日制課程 選考Ⅱ	(付5-4)
	【一般選抜】 全日制課程 厳木高等学校及び太良高等学校全県募集枠	(付5-5)
	【一般選抜】 定時制課程	(付5-5)

I 全日制及び定時制課程

第一次募集では、特別選抜及び一般選抜を実施する。

【特別選抜】

特別選抜は全日制課程において実施する。ただし、厳木高等学校及び太良高等学校全県募集枠を除く。

第1 募 集

1 応募資格

特別選抜での入学を志願できる者（以下「志願者」という。）の資格は、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかであって、(4)及び(5)に該当する者とする。

- (1) 中学校又は義務教育学校、若しくはこれに準ずる学校を令和2年3月に卒業した者又は令和3年3月卒業見込みの者
 - (2) 中等教育学校の前期課程を令和2年3月に修了した者又は令和3年3月修了見込みの者
 - (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる平成16年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者
 - ① 外国において、学校教育における9年相当の課程を修了した者又は令和3年3月修了見込みの者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和3年3月修了見込みの者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ その他佐賀県教育委員会が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
 - (4) 次のいずれかに該当する者
 - ① 保護者*及び志願者が佐賀県内に住所を有し、入学後も引き続き佐賀県内から通学することが確実な者
 - ② 保護者*及び志願者が、入学日までに住所を他の都道府県（以下「県外」という。）又は海外から佐賀県内に変更する者で、入学後も引き続き佐賀県内から通学することが確実であり、「V 県外からの入学志願者の取扱い」（32ページ）又は「VI 海外からの入学志願者の取扱い」（34ページ）のいずれかにより佐賀県教育委員会の許可を受けた者
 - ③ 上記①、②以外の者で、「V 県外からの入学志願者の取扱い」、「VI 海外からの入学志願者の取扱い」のいずれかにより佐賀県教育委員会の許可を受けた者
- ◇ 保護者*とは、親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として、佐賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める者をいう。
- (5) 次の条件①～③を満たす者
 - ① 当該学校、学科に対する適性、興味及び関心を有する者であること。
 - ② 当該スポーツ推進指定校又は文化芸術推進指定校を志望する明確な動機を有する者であること。
 - ③ 入学後、当該スポーツ推進指定校の競技又は文化芸術推進指定校の学科・分野で活動できる者であること。

注1) 上記(3)①～⑤、(4)②、③に該当するかどうかについては、必ず佐賀県教育委員会に問い合わせること。

注2) 上記(3)⑤とは、38ページ **第3 その他の事情がある場合** に記している「高等学校入学資格認定試験」の合格者をさす。

2 実施校、指定競技・分野、募集人員等

(1) スポーツ推進指定校「競技実績に基づく募集枠」は下表のとおりとする。

学校名（全日制）	指定学科	指定競技名	性別	募集人員
鳥栖高等学校	なし	体操	男女	5人
三養基高等学校	なし	剣道	男女	8人
神埼高等学校	なし	サッカー	女	6人
佐賀東高等学校	なし	サッカー	男	9人
	なし	バスケットボール	男	6人
	なし	水球	男女	5人
	なし	なぎなた	女	4人
佐賀北高等学校	普通科	陸上競技（トラック・フィールド）	女	5人
	普通科	バスケットボール	男	6人
	普通科	バスケットボール	女	6人
小城高等学校	なし	柔道	女	2人
唐津西高等学校	なし	ボート	男女	4人
	なし	ヨット	男女	4人
巖木高等学校	なし	アーチェリー	男女	4人
白石高等学校	普通科	陸上競技（長距離）	男女	10人
	普通科	剣道	女	4人
鹿島高等学校	なし	ソフトボール	女	5人
	なし	レスリング	男	3人
牛津高等学校	なし	ソフトボール	男	7人
	なし	なぎなた	女	4人
高志館高等学校	なし	アーチェリー	男女	4人
	なし	ボクシング	男	3人
唐津南高等学校	なし	バドミントン	男	4人
伊万里実業高等学校	なし	ホッケー	男女	8人
鳥栖工業高等学校	なし	陸上競技（長距離）	男	6人
	なし	陸上競技（トラック・フィールド）	男	4人
	なし	体操	男	4人
	なし	レスリング	男 女	6人 2人
佐賀工業高等学校	なし	陸上競技（トラック・フィールド）	男	5人
	なし	柔道	男女	7人
	なし	ラグビーフットボール	男女	18人
有田工業高等学校	なし	ウエイトリフティング	男女	5人

学校名（全日制）	指定学科	指定競技名	性別	募集人員
嬉野高等学校	機械科 電気科 建築科	ソフトテニス	男	4人
	総合学科	ソフトテニス	女	4人
鳥栖商業高等学校	なし	バレーボール	女	6人
	なし	テニス	女	3人
佐賀商業高等学校	なし	バレーボール	男	6人
	なし	卓球	女	4人
	なし	柔道	男女	7人
	なし	水泳	男女	7人
	なし	フェンシング	男女	5人
神埼清明高等学校	なし	新体操	男	5人
	なし	ハンドボール	男	6人
	なし	ハンドボール	女	6人
多久高等学校	なし	相撲	男	4人
	なし	山岳（クライミング）	男女	4人

（計254人）

(2) スポーツ推進指定校「学校希望に基づく募集枠」は下表のとおりとする。

学校名（全日制）	指定学科	指定競技名	性別	募集人員
鳥栖高等学校	なし	野球	男	4人
三養基高等学校	なし	バスケットボール	男	1人
	なし	卓球	女	1人
神埼高等学校	なし	野球	男	6人
	なし	カヌー	男	3人
佐賀東高等学校	なし	バスケットボール	女	1人
	なし	空手道	男 女	4人 3人
佐賀北高等学校	普通科	サッカー	男	2人
	普通科	野球	男	6人
小城高等学校	なし	ソフトテニス	女	2人
	なし	剣道	女	2人
	なし	バドミントン	女	2人
唐津西高等学校	なし	野球	男	6人
巖木高等学校	なし	バスケットボール	女	2人
	なし	野球	男	6人
伊万里高等学校	なし	剣道	女	2人
	なし	野球	男	3人

学校名（全日制）	指定学科	指定競技名	性別	募集人員
白石高等学校	なし	剣道	男	2人
	なし	ボクシング	男	1人
			女	1人
なし	野球	男	6人	
鹿島高等学校	なし	バレーボール	女	2人
	なし	野球	男	6人
太良高等学校	なし	柔道	男	1人
			女	1人
	なし	野球	男	6人
牛津高等学校	なし	ソフトテニス	女	2人
高志館高等学校	なし	ボクシング	女	3人
	なし	野球	男	6人
唐津南高等学校	なし	バドミントン	女	4人
	なし	野球	男	6人
伊万里実業高等学校	なし	陸上競技（トラック・フィールド）	女	2人
	なし	バレーボール	女	2人
	なし	野球	男	6人
佐賀農業高等学校	なし	サッカー	男	2人
	なし	柔道	女	1人
	なし	ハンドボール	男	1人
			女	1人
なし	野球	男	3人	
鳥栖工業高等学校	なし	バスケットボール	男	2人
	なし	柔道	男	2人
	なし	野球	男	6人
佐賀工業高等学校	なし	バレーボール	男	2人
	なし	ソフトテニス	男	2人
	なし	野球	男	6人
唐津工業高等学校	なし	陸上競技（長距離）	男	1人
	なし	サッカー	男	1人
	なし	バスケットボール	男	1人
	なし	ソフトテニス	男	1人
	なし	野球	男	6人
有田工業高等学校	なし	バスケットボール	男	2人
	なし	野球	男	6人
嬉野高等学校	なし	サッカー	男	2人
	総合学科	バレーボール	女	2人
	なし	野球	男	6人
鳥栖商業高等学校	なし	陸上競技（トラック・フィールド）	女	2人
	なし	野球	男	6人

学校名（全日制）	指定学科	指定競技名	性別	募集人員
佐賀商業高等学校	なし	サッカー	男	1人
	なし	テニス	女	1人
	なし	野球	男	6人
唐津商業高等学校	なし	サッカー	男	2人
	なし	野球	男	6人
神埼清明高等学校	なし	野球	男	4人
多久高等学校	なし	野球	男	6人
唐津青翔高等学校	なし	陸上競技（トラック・フィールド）	男	1人
			女	1人
	なし	バドミントン	女	2人

（計213人）

(3) 文化芸術推進指定校「教育課程に基づく募集枠」は下表のとおりとする。

学校名（全日制）	指定学科・分野名	募集人員
佐賀北高等学校	芸術科・音楽	4人
	芸術科・美術	8人
	芸術科・書道	4人
有田工業高等学校	セラミック科	6人
	デザイン科	8人
唐津青翔高等学校	総合学科人文・芸術系列・美術	3人

（計33人）

(4) 文化芸術推進指定校「学校希望に基づく募集枠」は下表のとおりとする。

学校名（全日制）	指定学科	指定分野名	募集人員
三養基高等学校	なし	吹奏楽	2人
神埼高等学校	なし	吹奏楽	2人
	なし	書道	1人
佐賀東高等学校	なし	演劇	2人
佐賀北高等学校	普通科	吹奏楽	2人
唐津西高等学校	なし	吹奏楽	2人
	なし	ボランティア	2人
巖木高等学校	なし	美術	2人
伊万里高等学校	なし	書道	2人
鹿島高等学校	なし	吹奏楽	2人
牛津高等学校	服飾デザイン科	和手芸	2人
	食品調理科	食物	2人
高志館高等学校	園芸科学科	園芸クラブ	2人
	食品流通科	食品製造クラブ	2人
佐賀工業高等学校	機械科	機械科学	2人
	機械システム科		

学校名（全日制）	指定学科	指定分野名	募集人員
唐津工業高等学校	なし	吹奏楽	2人
有田工業高等学校	なし	ロボット研究	2人
	なし	漫画研究	2人
鳥栖商業高等学校	なし	吹奏楽	2人
佐賀商業高等学校	なし	吹奏楽	2人
多久高等学校	なし	吹奏楽	2人
唐津青翔高等学校	なし	書道	1人
	なし	環境	1人
	なし	商業技術	2人

（計45人）

(5) 次の高等学校は、くくり募集を実施する。

白石高等学校（商業科と情報ビジネス科を一括して募集）

鳥栖商業高等学校（商業科と流通経済科を一括して募集）

佐賀商業高等学校（商業科とグローバルビジネス科を一括して募集）

唐津商業高等学校（商業科と会計科を一括して募集）

◇ くくり募集とは、全日制で専門教育を主とする学科のうち、農業、工業及び商業に関する学科で、それぞれに属する2以上の関連する小学科を一括して募集することをいう。

第2 出 願

1 出願期間

- (1) 出願期間は、令和3年1月28日（木）及び1月29日（金）とする。
- (2) 受付時間は、1月28日（木）は9時～14時、1月29日（金）は9時～12時とする。
- (3) 郵送による出願の場合は簡易書留とし、出願期間の1月29日（金）12時までに必着のこと。

2 出願方法

- (1) 志願者は、佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和57年佐賀県教育委員会規則第8号）（39ページ）の定めるところに従って出願しなければならない。
- (2) 出願は、一人につき1校1学科、1競技・分野に限る。
- (3) 出願後は志願変更を認めない。（同一校内の学科の志願変更も認めない。また、競技・分野の変更も認めない。）

3 出願手続

- (1) 志願者は、在学又は出身中学校長（義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含み、以下「中学校長」という。）を經由して次に掲げる書類（以下「出願書類」という。）に**入学者選抜手数料2,100円**を添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、出身中学校（義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含み、以下「中学校」という。）がない場合は、志願先高等学校長に直接提出すること。**なお、校舎制をとる高等学校については、付表1で提出先を確認すること。**

① 入学願書 **甲**（様式1）

② 写真票（様式2）（縦4cm×横3cm、上半身、正面、脱帽で、出願前6か月以内に撮影した写真を貼ること。）

③ 実績評価表（様式10又は11）（運動競技又は文化芸術分野の活動歴、入賞歴等を申告し、

出身中学校長が証明したもの。ただし、出身中学校がない場合、保護者が記載したものでよい。)

- ④ 出身中学校のない志願者にあつては、**高等学校入学資格を証する書類**
- ⑤ 県外からの志願者にあつては、佐賀県教育委員会の発行する**県外からの入学志願許可書(様式17)**
- ⑥ 海外帰国生徒等で受検資格を認められた志願者にあつては、佐賀県教育委員会の発行する**帰国生徒等受検資格証明書(様式18)**
- ⑦ 海外帰国生徒等特例措置の適用を受けた志願者にあつては、佐賀県教育委員会の発行する**帰国生徒等特例措置適用許可書(様式19)**

〔◇ 校舎制とは、一つの学校で、再編前のそれぞれの高等学校の校舎を、〇〇校舎や〇〇学舎、〇〇キャンパスと称して、それぞれ活用するシステムのこと(付表1参照)。〕

- (2) 志願者のうち、特別な理由等で年間の欠席日数が30日以上のものについては、**自己申告書(様式6)**を志願先高等学校長に提出できるものとする。

なお、自己申告書は、志願者及び保護者が記入し、封をして他の出願書類とともに提出する。また、その提出に当たっては、中学校長は**自己申告書に係る副申書(様式7)**を添付すること。

- (3) スポーツ推進指定校の志願者のうち、病気・けが等やむを得ない事情で実技検査の一部又は全部が受検できない者については、**体育実技検査免除願(様式8)**を志願先高等学校長に提出できるものとする。

なお、体育実技検査免除願は、志願者及び保護者が記入し、他の出願書類とともに提出する。

また、その提出に当たっては、中学校長は、**体育実技検査免除願に係る副申書(様式9)**を添付するものとする。

- (4) 中学校長は、(1)～(3)に規定する**出願書類、入学者選抜手数料**、志願者ごとの**令和3年度佐賀県立高等学校入学志願者調査書(様式3)**1部(以下「調査書」という。)を、志願先高等学校長に提出すること。
- (5) 中学校長は、出願関係書類の作成に当たっては、当該中学校教職員をもって構成する委員会で審議し、その審議については、特に厳正、公平を期すること。
- (6) 高等学校長は、(1)、(2)、(3)、(4)の出願関係書類及び入学者選抜手数料を受理したときは、**受検票(様式4)**を交付する。この場合において、いったん受理した出願関係書類及び入学者選抜手数料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。
- (7) 校舎制をとる高等学校長は、検査場等を置く校舎を、中学校長を通じて志願者に通知すること。
- (8) 出願関係書類の作成については、ここに定めるもののほか必要な事項は、「Ⅲ 選抜実施細目 **第2 諸書類の作成要領**」(27ページ)によるものとする。

4 志願者数の報告等

高等学校長は、志願者数を令和3年1月29日(金)12時～12時30分に、志願者数報告(様式22-1、22-2)により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

佐賀県教育委員会は、集計後速やかに志願者数を発表する。

第3 学力検査等

1 学力検査要領

- (1) 学力検査は、佐賀県教育委員会が作成した問題によって行う。国語、数学、外国語(英語)の3教科で実施するが、外国語(英語)において聞き取りテストは実施しない。また、実技検査

を実施する。

なお、配点は付表5のとおりとする。

- (2) 検査場における学力検査実施の責任者は、当該高等学校の校長とする。
- (3) 志願者は、その志願先高等学校で定めた検査場において、定められた時間割に従って受検するものとする。
- (4) 学力検査、実技検査、面接の期日は、令和3年2月4日（木）とし、学力検査の時間割は次のとおりとする。実技検査、面接の時間割は、当該高等学校が別に定める。

第 1 限	第 2 限	第 3 限
9:00 ～ 9:25	9:45 ～10:10	10:30 ～10:55
国 語	数 学	外国語(英語)

- (5) 高等学校長は、当該高等学校の教職員で組織する実技検査委員会を置くものとする。
- (6) 学力検査及び実技検査の採点は、当該高等学校の教員で組織する採点委員会が行い、当該高等学校長を委員長とする。また、佐賀県教育委員会が示す採点要領に基づいて採点を行う。

2 報告

高等学校長は、欠席者数等を令和3年2月4日（木）12時10分～13時に、入学者選抜欠席者数及び場外受検者数の報告（様式24）により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。また、佐賀県教育委員会は、集計後速やかに欠席者数等を発表する。

第4 面 接

- 1 面接は、令和3年2月4日（木）に、志願先高等学校が定めた面接会場において受検者全員を対象として行う。
- 2 面接は、当該高等学校が定めた内容によって行う。高等学校長は、その補助機関として当該高等学校の教職員で組織する面接委員会を置き、公正、円滑な実施を期するものとする。
- 3 面接の形態は、個人面接とする。

第5 選 抜

1 選抜要領

- (1) 選抜は、高等学校長が中学校長から提出された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査、実技検査、実績評価表及び面接の結果等に基づき、次の①～④に留意して、指定競技・分野ごとに総合的に審査して行う。
 - ① 学力の判定に当たっては、調査書の「各教科の学習の記録」を十分尊重する。
 - ② 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜のための重要な資料とする。
 - ③ 選抜のための面接結果等の取扱いについては、公平かつ適正を期するものとする。
 - ④ 選抜の基礎資料とする調査書の学習の記録の評定、学力検査等の評価基準は、高等学校ごとに定める。ただし、選抜に用いる配点の中で、学力検査、実技検査、実績評価表を合わせた評価の割合は、全体の評価のうちの50%以上とする。（付表5）
- (2) 高等学校長は、選抜を行うに当たって、その補助機関として当該高等学校の教職員で組織する選抜委員会を置き、特に厳正を期するものとする。
- (3) 高等学校長は、選抜委員会の委員氏名等を令和3年1月26日（火）までに選抜委員会の委員報

告（様式26）により、佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

2 合格者の発表

- (1) 合格者の発表（受検番号を掲示）は、令和3年2月10日（水）13時に志願先高等学校において行う。

なお、校舎制をとる高等学校においては、検査場を置いた校舎で発表を行う。

また、各高等学校のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

- (2) 高等学校長は、令和3年2月10日（水）に志願者の選抜結果を佐賀県立高等学校入学者選抜結果について（通知）（様式29）により、中学校長に通知する。

なお、この通知は、(1)の発表の後に行うこととする

- (3) 合格者は、当該年度において県立高等学校の一般選抜の出願を認めない。

3 入学者選抜結果の報告等

- (1) 高等学校長は、合格者数を令和3年2月10日（水）13時～13時30分に特別選抜合格者数の報告（様式27、28）により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

佐賀県教育委員会は、集計後速やかに合格者数を発表する。

- (2) 高等学校長は、志願者及び合格者の数を令和3年2月15日（月）までに入学志願者及び合格者の報告（様式32）により、佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

4 合格しなかった者の取扱い

特別選抜で合格しなかった者は、一般選抜に出願することができる。出願する場合は、「I 全日制及び定時制課程【一般選抜】**第2 出願**」（14ページ）に示す出願手続に基づいて、出願しなければならない。

第6 その他

- 1 この要項に定めるもののほか必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定める。また、この要項によりがたい緊急の事態が発生した場合においても、必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定める。
- 2 この要項及び1で佐賀県教育委員会が定めるもののほか必要な事項については、高等学校長は当該高等学校の選抜実施に係る要項等（面接に係る事項を含む。）を別に定めることができる。
- 3 当該高等学校長が定めた2に係る要項等については、令和3年1月26日（火）までに佐賀県教育委員会に1部を提出し、関係中学校にも必要事項について、その内容の周知を図るものとする。
- 4 当該高等学校長が定めた2に係る要項等には、実技検査委員、面接委員、採点委員を記載すること（様式不問）。

【併設型中高一貫教育校における選抜】

1 実施校等

- (1) 次の表に掲げる併設型中学校に在籍する生徒の当該併設型高等学校への入学等の手続きは、
(2)のとおりとする。

併設型高等学校名	学 科 名	併設型中学校名
鳥栖高等学校	普 通 科	香楠中学校
致遠館高等学校	普 通 科	致遠館中学校
	理 数 科	
唐津東高等学校	普 通 科	唐津東中学校
武雄高等学校	普 通 科	武雄青陵中学校

- (2) 併設型中学校の3年生の生徒は、**令和2年12月上旬**の当該併設型高等学校が定める期日までに、当該併設型高等学校長に入学願又は入学辞退届を提出しなければならない。入学願及び入学辞退届の様式は、各併設型高等学校で定めるものとする。

- ① 入学願を提出した者については、当該年度の併設型高等学校への入学に際して、入学者選抜を行わない。また、当該年度の他の高等学校の入学者選抜に出願することはできない。
- ② 入学辞退届を提出した者については、県立高等学校の特別選抜を除き、他の高等学校へ出願することができる。ただし、当該年度において当該併設型高等学校へ出願することはできない。

2 内定の報告及び通知

- (1) 併設型高等学校長は、当該併設型中学校から各学科への入学予定者数を**令和2年12月4日(金)15時**までに**併設型中学校からの入学予定者数の報告(様式36)**により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。
- (2) 併設型高等学校長は、**令和3年2月10日(水)**に当該併設型中学校から各学科への入学予定者に**中高一貫教育校併設型高等学校への入学内定通知書(様式37)**を交付する。
- (3) 併設型高等学校長は、当該併設型中学校から各学科への入学内定者数を**令和3年2月10日(水)13時～13時30分**に、**併設型中学校からの入学内定者数の報告(様式38)**により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

佐賀県教育委員会は、集計後速やかに入学内定者数を発表する。

3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定める。また、この要項によりがたい緊急の事態が発生した場合においても、必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定める。
- (2) 併設型高等学校においては、募集定員から併設型中学校からの入学予定者数を除いた募集人員について、**I 全日制及び定時制課程【特別選抜】、【一般選抜】及び【第二次募集】**の規定により入学者選抜を実施する。

【一般選抜】（厳木高等学校及び太良高等学校全県募集枠以外）

一般選抜は、全日制課程及び定時制課程において実施する。

第 1 募 集

1 応募資格

(1) 全日制課程

一般選抜で、全日制課程（厳木高等学校及び太良高等学校全県募集枠を除く。）への入学を志願できる者（以下「志願者」という。）の資格は、次の①、②及び③のいずれかであって、④に該当する者とする。

- ① 中学校又は義務教育学校、若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は令和3年3月卒業見込みの者
- ② 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和3年3月修了見込みの者
- ③ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次のいずれかに該当する者
 - ア 外国において、学校教育における9年相当の課程を修了した者又は令和3年3月修了見込みの者
 - イ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和3年3月修了見込みの者
 - ウ 文部科学大臣の指定した者
 - エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - オ その他佐賀県教育委員会が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- ④ 次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者*及び志願者が佐賀県内に住所を有し、入学後も引き続き佐賀県内から通学することが確実な者
 - イ 保護者*及び志願者が、入学日までに住所を県外又は海外から佐賀県内に変更する者で、入学後も引き続き佐賀県内から通学することが確実であり、「V 県外からの入学志願者の取扱い」（32ページ）又は「VI 海外からの入学志願者の取扱い」（34ページ）のいずれかにより佐賀県教育委員会の許可を受けた者
 - ウ 上記ア、イ以外の者で、「V 県外からの入学志願者の取扱い」、「VI 海外からの入学志願者の取扱い」のいずれかにより佐賀県教育委員会の許可を受けた者

◇ 保護者*とは、親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として、佐賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める者をいう。

注1）上記③ア～オ、④イ、ウに該当するかどうかについては、必ず佐賀県教育委員会に問い合わせること。

注2）上記③オとは、38ページ **第3 その他の事情がある場合** に記している「高等学校入学資格認定試験」の合格者をさす。

(2) 定時制課程

一般選抜で、定時制課程への入学を志願できる者は、(1)全日制課程の①～③のいずれかを満たすものとする。

なお、定時制課程に、県外から志願する場合、事前に志願許可願について申請をする必要はないが、海外からの志願については、(1)全日制課程の③に係る応募資格を確認するため、「VI 海外からの入学志願者の取扱い」（34ページ）を参照して、事前に受検資格証明願について申請すること。

2 募集人員

募集人員は、全日制課程にあつては、佐賀県教育委員会が別に定める募集定員から、特別選抜における合格者数及び併設型中学校からの入学内定者数を差し引いた数とする。選考Ⅰの募集人員は募集定員の10～30%の範囲で高等学校ごとに定める。定時制課程にあつては、募集定員とする。

くくり募集の実施は、特別選抜の**第1 募集** 2 実施校、指定競技・分野、募集人員等(5(8ページ))に準ずるものとする。

第2 出 願

1 出願期間

- (1) 出願期間は、令和3年2月16日(火)及び2月17日(水)とする。
- (2) 受付時間は、2月16日(火)は9時～14時、2月17日(水)は9時～12時とする。
- (3) 郵送による出願の場合は、簡易書留とし、出願期間の2月17日(水)12時までに必着のこと。

2 出願方法

- (1) 志願者は、佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則(39ページ)の定めるところに従って出願しなければならない。
- (2) 出願は、一人につき1校に限る。
- (3) 全日制課程と定時制課程とを併せて出願することはできない。
- (4) 2以上の学科を置く高等学校に出願する者は、出願に当たって、当該高等学校に設置する学科について、第3志望まで記入することができる。
ただし、当該高等学校長が別に定める場合は、この限りではない。
- (5) 出願後は、**第3 志望の変更**の場合を除き、志望課程、志望学科及び学科の志望順位を変更することができない。

3 出願手続

- (1) 志願者は、中学校長を経由して次に掲げる**出願書類に入学者選抜手数料(全日制課程2,100円、定時制課程900円)**を添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、出身中学校がない場合は、志願先高等学校長に直接提出すること。なお、校舎制をとる高等学校については、付表1で提出先を確認すること。
 - ① **入学願書(甲)(様式1)**
志望学科の記入に当たっては、Ⅲ 選抜実施細目(27ページ)を参照すること。
 - ② **写真票(様式2)**(縦4cm×横3cm、上半身、正面、脱帽で、出願前6か月以内に撮影した写真を貼ること。)
 - ③ 出身中学校のない志願者にあつては、**高等学校入学資格を証明する書類**
 - ④ 所属学区外高等学校への志願者のうち、所属学区変更許可を受けたものにあつては、佐賀県教育委員会の発行する**所属学区変更許可書(様式15)**
 - ⑤ 全日制課程への県外からの志願者にあつては、佐賀県教育委員会の発行する**県外からの入学志願許可書(様式17)**(定時制課程への県外からの志願者については、提出不要。)
 - ⑥ 海外帰国生徒等で受検資格を認められた志願者にあつては、佐賀県教育委員会の発行する**帰国生徒等受検資格証明書(様式18)**
 - ⑦ 海外帰国生徒等特例措置の適用を受けた志願者にあつては、佐賀県教育委員会の発行す

る帰国生徒等特例措置適用許可書（様式19）

- (2) 志願者のうち、特別な理由等で年間の欠席日数が30日以上の方については、自己申告書（様式6）を志願先高等学校長に提出できるものとする。

なお、自己申告書は、志願者及び保護者が記入し、封をして他の出願書類とともに提出する。また、その提出に当たっては、中学校長は自己申告書に係る副申書（様式7）を添付すること。

- (3) 中学校長は、(1)、(2)に規定する出願書類、入学者選 hands 手数料、志願者ごとの調査書（様式3）1部及び志願先高等学校が所属学区外にある中学校にあつては、所属学区外高等学校志願者一覧表（様式5）を志願先高等学校長に提出する（所属学区変更の許可を受けた者を除く。）こと。
- (4) 中学校長は、出願関係書類の作成に当たっては、当該中学校教職員をもって委員会を構成して審議し、その審議については特に厳正、公平を期すること。
- (5) 高等学校長は、(1)、(2)、(3)の出願関係書類及び入学者選 hands 手数料を受領したときは、受検票（様式4）を交付する。この場合において、いったん納入された入学者選 hands 手数料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。
- なお、出願関係書類も、志願変更の場合を除き返却しない。
- (6) 校舎制をとる高等学校長は、検査場等を置く校舎を中学校長を通じて志願者に通知すること。
- (7) 出願関係書類の作成に当たっては、ここに定めるもののほか必要な事項は、「Ⅲ選抜実施細目 **第2 諸書類の作成要領**」（27ページ）によるものとする。

4 志願者数の報告等

高等学校長は、志願者数を令和3年2月17日（水）12時～12時30分に、志願者数報告（様式22-3）により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

佐賀県教育委員会は、集計後速やかに志願者数を発表する。

第3 志願の変更

1 志願の変更

志願者は、志願先高等学校、志望課程、志望学科及び学科の志望順位を1回に限り変更することができる。また、厳木高等学校及び太良高等学校の「全県募集枠」と「西部学区枠」についても志願は1回に限り変更することができる。

2 志願変更期日

- (1) 志願先高等学校に志願変更を願い出ることができる期日、受付時間は、令和3年2月22日（月）9時～14時及び2月24日（水）9時～12時とする。
- (2) 志願変更先高等学校への出願期日、受付時間は、令和3年2月25日（木）9時～12時とする。

3 志願変更手続

- (1) 志願先高等学校、志望課程、志望学科、学科の志望順位又は厳木高等学校及び太良高等学校の「全県募集枠」と「西部学区枠」を変更しようとする者は、中学校長を経由して志願先高等学校長に志願変更願（様式12）、入学願書 **㉔**（様式13）及び先に交付を受けた受検票（様式4）を提出しなければならない。
- (2) 志願変更願を受領した高等学校長は、入学願書 **㉔** の所定の欄に証明をした後、これを先に提出された出願書類及び調査書などとともに、中学校長に返却しなければならない。
- (3) 志願先高等学校を変更する場合も志願先高等学校が同じ場合も、中学校長は、返却を受けた出願書類、調査書などと、入学願書 **㉔**（入学願書 **㉑** の上にとじる。）を志願変更先高等学

校長に提出しなければならない。また、志願変更先高等学校長は、上記の出願関係書類を受理したときは、**受検票（様式4）**を交付する。

- (4) いったん受理した志願変更願の取消し及び変更は認めない。
- (5) 志願変更先高等学校への出願に当たって、入学者選抜手数料は添えなくてよい。ただし、定時制課程から全日制課程へ志願変更する者は、**入学者選抜手数料**として、1,200円を添えなければならない。
- (6) 志願の変更に係るいずれの手続きも郵送は認めない。（県外及び海外からの志願者については、別途定める。）

4 志願変更後の志願者決定数の報告等

高等学校長は、志願変更後の志願者決定数を**令和3年2月25日（木）12時～12時30分**に、**志願変更後の志願者決定数の報告（様式23）**により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

佐賀県教育委員会は、集計後速やかに志願変更後の志願者決定数を発表する。

第4 学力検査等

1 学力検査要領

- (1) 学力検査は、佐賀県教育委員会が作成した問題によって行う。
- (2) 検査場における学力検査実施の責任者は、当該高等学校長とする。
- (3) 志願者は、その志願先高等学校で定めた検査場において、次に掲げる教科を受検するものとする。
 - ① 国語 ② 社会 ③ 数学 ④ 理科 ⑤ 外国語(英語)
- (4) 上記の教科に加え、希望する高等学校は、実技検査を追加して行うことができる。（付表5）
- (5) 実技検査を実施する学科については、第2志望、第3志望の場合も実技検査を課す。
- (6) 希望する高等学校は、数学及び外国語(英語)の追加問題を実施することができる。（付表5）
- (7) 学力検査の各教科の配点は50点満点とし、追加問題の数学及び外国語(英語)の配点は15点満点とする。
- (8) 実技検査の配点は当該高等学校が別に定める。（付表5）
- (9) 希望する高等学校は、選考Iにおいて傾斜配点を実施することができる。（付表5）
- (10) 学力検査の期日は、**令和3年3月3日（水）**及び**3月4日（木）**とし、時間割は次のとおりとする。ただし、外国語(英語)及び数学の追加問題（15分）並びに実技検査を実施する場合の時間割は、当該高等学校が別に定める。

3月3日（水）	第 1 限	第 2 限	第 3 限
	9:20～10:10	10:30～11:20	11:40～12:30
	国 語	理 科	外国語(英語)
3月4日（木）	第 1 限	第 2 限	
	9:20～10:10	10:30～11:20	
	社 会	数 学	

- (11) 実技検査を実施する高等学校長は、当該高等学校の教職員で組織する実技検査委員会を置くものとする。
- (12) 学力検査の採点は、当該高等学校の教員で組織する採点委員会が行い、当該高等学校長を委員

長とする。また、佐賀県教育委員会が示す採点要領に基づいて採点を行う。

2 報告等

高等学校長は、欠席者数等を令和3年3月3日（水）13時～13時30分、令和3年3月4日（木）11時30分～12時に入学者選抜欠席者数及び場外受検者数の報告（様式24）により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。また、佐賀県教育委員会は、集計後速やかに欠席者数等を発表する。

第5 面接

- 1 面接は、令和3年3月4日（木）の学力検査終了後、志願先高等学校が定めた面接会場において受検者全員を対象として行う。
- 2 面接は、当該高等学校が定めた内容によって行う。高等学校長はその補助機関として当該高等学校の教職員で組織する面接委員会を置き、公正、円滑な実施を期するものとする。

第6 追検査

1 対象者

追検査を受検できる者は次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) インフルエンザ等の急な疾病や本人に責任を帰さないやむを得ない事情により、一般選抜における学力検査等（以下、「本検査」という。）の受検が、1日目の全て又は2日目の全て若しくは両日ともできなかった者。
- (2) 感染症等の影響のために志願先高等学校の学力検査等の一部又は全てが中止若しくは中断されたために受検できなかった者。

2 申請期間

1 対象者の(1)に該当する者は次の(1)～(4)に従って申請を行う。1 対象者の(2)に該当する者は特段の申請は必要ないが、当該高等学校長は、該当する者の全てから申請があったものとして取扱う。

- (1) 申請期間は、令和3年3月4日（木）及び3月5日（金）とする。
- (2) 受付時間は、3月4日（木）は13時～16時、3月5日（金）は9時～14時とする。
- (3) 申請手続きは、志願先高等学校で行うものとし、郵送による手続きは認めない。
- (4) 追検査は、一般選抜で出願した高等学校、学科について受検するものであり、志願の変更は認めない。

3 申請手続

- (1) 1 対象者の(1)に該当する者は、中学校長を経由して、以下に掲げる書類を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、出身中学校がない場合は、志願先高等学校長に直接提出すること。校舎制をとる高等学校については、付表1で提出先を確認すること。なお、1 対象者の(2)に該当する者は、本手続きは要しない。
 - ① 追検査受検許可願書（様式21）（2部提出すること。）
 - ② 本検査を受検できなかったことを証明する書類（病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確にわかるもの。）
- (2) (1)の書類が提出された高等学校長は、追検査の受検を承認したときは、追検査受検許可書（様式21）を中学校長を経由して交付する。

(3) 感染症等の影響のために志願先高等学校の学力検査等の一部又は全てが中止若しくは中断した場合は、以下のとおり対応する。

① 本検査の前日及び1日目の検査終了後に追検査の実施が決定された場合、当該高等学校長は中学校長を通して志願者に通知すること。

② 学力検査実施中に追検査の実施が決定された場合、当該高等学校長は志願者に連絡するとともに、中学校長にもその旨を通知すること。

4 検査場

検査場は、志願先高等学校とする。

5 学力検査要領

(1) 学力検査は、佐賀県教育委員会が作成した問題によって行う。

(2) 学力検査の実施教科及び配点等は一般選抜に準じ、付表5のとおりとする。

(3) 志願者は、その志願先高等学校で定めた検査場において、定められた時間割に従って受検するものとする。

(4) **1 対象者**の(1)に該当する者について、本検査1日目の全てを欠席した者には1日目の学力検査を実施し、本検査2日目の全てを欠席した者には2日目の学力検査及び面接を実施する。また、両日の全ての日程を欠席した者には、全ての教科の学力検査及び面接を実施する。なお、追検査は1日単位で欠席した者を対象とし、教科単位での受検は認めない。

(5) **1 対象者**の(2)に該当する者については、当該受検校で中止又は中断された教科等の全てを実施する。

(6) 本検査で実技検査を実施する予定であった場合は、追検査でも実技検査を実施する。

(7) 学力検査の期日は、令和3年3月9日（火）とし、時間割は次のとおりとする。

第1限	第2限	第3限	昼休み	第4限	第5限
9:00 ～ 9:50	10:05 ～10:55	11:10 ～12:00	12:00 ～12:50	12:50 ～13:40	13:55 ～14:45
国語	理科	外国語 (英語)		社会	数学

(8) 面接及び実技検査は、令和3年3月9日（火）の学力検査終了後、志願先高等学校が定めた会場において行う。ただし、実技検査は当該高等学校・当該学科を受検する者を対象とする。

なお、日程は次のとおりとし、時間割は、当該高等学校が別に定める。

学力検査終了後
面接 又は 面接及び実技検査

(9) 学力検査、面接及び実技検査の実施並びに採点等については、一般選抜に準じて行うものとする。

6 報告

(1) 高等学校長は、追検査の申請状況を令和3年3月5日（金）15時～15時30分に追検査に係る報告（様式25-1）により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

(2) 高等学校長は、追検査の実施状況を令和3年3月9日（火）検査終了次第、追検査に係る報告（様式25-2）により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

第 7 選 抜

1 選抜要領

(1) 選抜は、高等学校長が中学校長から提出された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査、実技検査、及び面接の結果等に基づき、次の①～④に留意して、本検査、追検査のいずれの受検かを区別することなく、総合的に審査して行う。なお、全日制課程（厳木高等学校及び太良高等学校全県募集枠を除く。）では、二つの異なる選考方法（選考Ⅰ、選考Ⅱ）で、審査を行う。

- ① 学力の判定に当たっては、調査書の「各教科の学習の記録」を十分尊重する。
- ② 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜のための重要な資料とする。
- ③ 選抜のための面接結果等の取扱いについては、公平かつ適正を期するものとする。
- ④ 選抜の基礎資料とする調査書の学習の記録の評定、学力検査等の評価基準は、高等学校ごとに定める。（付表 5）

ア 全日制課程（厳木高等学校及び太良高等学校全県募集枠を除く。）において、選抜に用いる配点の中で、学力検査の評価の割合は、選考Ⅰでは全体の評価のうちの50～70%の範囲、選考Ⅱでは70%程度とし高等学校ごとに定める。実技検査を実施する場合の評価の占める割合は別に定める。なお、先に選考Ⅰを実施し、次に選考Ⅱによる選抜を実施する。

イ 定時制課程においては、選考Ⅰ、選考Ⅱの区別は行わない。選抜に用いる配点の中で学力検査の評価の割合は、別途当該高等学校で定める。

- (2) 所属学区外の志願による合格者の数は、佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（39ページ）の定めるところによる。
- (3) 高等学校長は、選抜を行うに当たって、その補助機関として当該高等学校の教職員で組織する選抜委員会を置き、特に厳正を期するものとする。
- (4) 高等学校長は、選抜委員会の委員氏名等を令和3年2月26日（金）までに選抜委員会の委員報告（様式26）により、佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

2 合格者の発表

(1) 合格者の発表（受検番号を掲示）は、令和3年3月11日（木）9時に志願先高等学校において行う。

なお、校舎制をとる高等学校においては、検査場を置いた校舎で発表を行う。

また、各高等学校のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

(2) 高等学校長は、令和3年3月11日（木）に志願者の選抜結果を佐賀県立高等学校入学者選抜結果について（通知）（様式29）により、中学校長に通知する。

なお、この通知は、(1)の発表の後に行うこととする。

(3) 入学辞退等の事由による欠員補充のための追加合格は、令和3年3月15日（月）までとする。
また、追加合格となった生徒が第二次募集による受検を辞退する場合、当該生徒の在籍する中学校長は、辞退する旨を志願先高等学校長に速やかに連絡すること。

3 入学者選抜結果の報告等

(1) 高等学校長は、合格者数を令和3年3月11日（木）10時～10時30分に入学者選抜合格者数の報告（様式30）により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

佐賀県教育委員会は、集計後速やかに合格者数を発表する。

(2) 高等学校長は、志願者及び合格者の数を令和3年3月17日（水）までに**入学志願者及び合格者の報告（様式32）**により、佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

なお、所属学区外の志願者及び合格者の数についても、令和3年3月17日（水）までに**所属学区外からの入学志願者及び合格者の報告（様式33）**により、報告しなければならない。ただし、所属学区外の志願者及び合格者の数については、第一次募集（特別選抜及び一般選抜の合計）について報告しなければならない。

(3) 高等学校長は、入学辞退者数（特別選抜、一般選抜別）を令和3年3月17日（水）までに**入学辞退者数の報告（様式31）**により、佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

第8 その他

- 1 この要項に定めるもののほか必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定める。また、この要項によりがたい緊急の事態が発生した場合においても、必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定める。
- 2 この要項及び1で佐賀県教育委員会が定めるもののほか必要な事項については、高等学校長は、当該高等学校の選抜実施に係る要項等（面接に係る事項を含む。）を別に定めることができる。
- 3 当該高等学校長が定めた2に係る要項等については、令和3年2月26日（金）までに佐賀県教育委員会に1部を提出し、関係中学校にも必要な事項について、その内容の周知を図るものとする。
- 4 当該高等学校長が定めた2に係る要項等には、実技検査委員、面接委員、採点委員を記載すること（様式不問）。

【一般選抜 巖木高等学校及び太良高等学校全県募集枠】

第1 募 集

1 応募資格

巖木高等学校及び太良高等学校全県募集枠に志願できる者は、一般選抜の「1 応募資格」(13ページ)に準ずる者で、全日制高等学校で学ぶ意欲と能力があり、次の(1)～(3)のいずれかの条件を満たす者とする。

(1) 不登校経験等のある者

中学校での不登校に係る欠席日数及び適応指導教室等への通所等により出席扱いになっている日数の合計が、いずれかの学年で30日以上である者

(2) 発達障害のある者

医療機関等から発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)の診断を受けている者、又は本人及び保護者が発達障害であることを認識し、中学校長もその傾向があると判断する者

(3) 高等学校を中途退学した者(なお、前籍校の修得単位は、原則として、巖木高等学校及び太良高等学校の卒業単位としては認めない。)

注1) 一般選抜において、西部学区枠と全県募集枠の併願は認めない。(志願変更の手続は可能。15ページ)

注2) 上記1 応募資格(2)の項目による受検者に限って、学力検査問題の問題文等の漢字(原則として、全ての漢字。)に、必要に応じてふりがなを付けるなどの配慮をする場合がある。(手続は38ページ)

2 募集人員

巖木高等学校全県募集枠 40人

太良高等学校全県募集枠 40人

第2 出 願

1 出願期間

一般選抜に準ずるものとする。

2 出願方法

一般選抜に準ずるものとする。

3 出願手続

(1) 志願者は、中学校長を経由して次に掲げる出願書類に**入学者選抜手数料2,100円**を添えて、高等学校長に提出しなければならない。

① **入学願書(甲)**(様式1)

志望学科の記入に当たっては、Ⅲ 選抜実施細目(27ページ)を参照すること。

② **写真票(様式2)**(縦4cm×横3cm、上半身、正面、脱帽で、出願前6か月以内に撮影した写真を貼ること。)

③ **自己申告書(様式6)**

志願者及び保護者が記入し、封をして他の出願書類とともに提出する。

また、その提出に当たっては、中学校長は**自己申告書に係る副申書(様式7)**を添付すること。ただし、「**第1 募集** 1 応募資格(3) 高等学校を中途退学した者」に該当する者を除く。

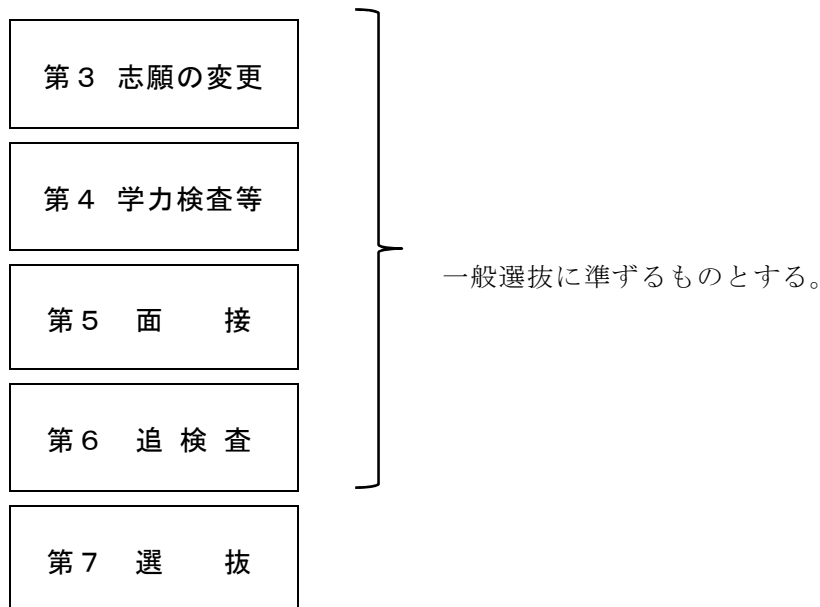
④ 中途退学者については、**前籍校の在籍証明書**

⑤ 医療機関等から発達障害の診断を受けている者については、**医師の診断書**を提出することができる。

- ⑥ 出身中学校のない志願者にあつては、**高等学校入学資格を証する書類**
 - ⑦ 県外、海外からの志願者にあつては、【一般選抜】**第2 出願** 3 出願手続(1)⑤～⑦(14ページ)に準ずるものとする。
- (2) 中学校長は、(1)に規定する**出願書類、入学者選抜手数料**、志願者ごとの**調査書(様式3)** 1部を高等学校長に提出しなければならない。
- なお、調査書の作成については、一般選抜に準ずるものとする。

4 志願者数の報告等

一般選抜に準ずるものとする。



1 選抜要領

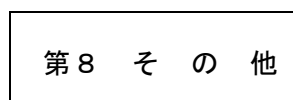
- (1) 選抜は、高等学校長が中学校長から提出された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査及び面接の結果等に基づき、次の①～④に留意し、総合的に審査して行う。
- なお、選抜の基礎資料とする学力検査、面接等の評価基準は別に定める。(付表5)
- ① 全県募集枠については、選考Ⅰ、選考Ⅱの区別は行わない。
 - ② 厳木高等学校又は太良高等学校で学習したいという生徒の意欲を重視する。
 - ③ 学力検査は、傾斜配点とし、さらに面接を重視した評価を行う。
 - ④ 調査書の出欠の記録及び各教科の学習の記録については、評価の対象としない。
- (2) 高等学校長は、選抜を行うに当たって、その補助機関として当該高等学校の教職員で組織する選抜委員会を置き、特に厳正を期するものとする。
- (3) 高等学校長は、選抜委員会の委員氏名等を令和3年2月26日(金)までに**選抜委員会の委員報告(様式26)**により、佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

2 合格者の発表

一般選抜に準ずるものとする。

3 入学者選抜結果の報告等

一般選抜に準ずるものとする。



一般選抜に準ずるものとする。

【第二次募集】

一般選抜の志願者数が募集人員に達しない高等学校について、佐賀県教育委員会が第二次募集を行うことが必要であると認めるときに実施する。

佐賀県教育委員会は令和3年3月11日（木）に第二次募集の実施校を発表する。

（I）全日制課程

1 応募資格

第二次募集で全日制課程に志願できる者は、一般選抜に出願した者で合格しなかった者に限る。

2 出願期間

- (1) 出願期間は、令和3年3月12日（金）及び3月15日（月）とする。
- (2) 受付時間は、9時～14時とし、原則として、郵送による出願は認めない。

3 出願方法

- (1) 志願者は、佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（39ページ）の定めるところに従って出願しなければならない。
- (2) 出願は、一人につき1校に限る。また、出願後は、志願変更を認めない。
なお、同一校の2以上の学科で第二次募集を行う際は、出願にあたって、第2志望、第3志望まで記入することができる。

4 出願手続

- (1) 志願者は、中学校長を経由して、一般選抜出願証明書（様式14）を他の出願書類に添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。なお、校舎制をとる高等学校については、付表1で提出先を確認すること。

（一般選抜出願証明書は、一般選抜出願先高等学校長が中学校長からの交付願（様式14）を受けて作成するものとする。交付願は2部提出し、1部は一般選抜出願先高等学校の控えとすること。）

また、交付願を受けた一般選抜出願先の高等学校長は志願者の学力検査の結果を証明したものと一般選抜出願証明書を厳封して交付すること。

なお、県外からの志願者にあつては、出願手続きについて中学校長を通して佐賀県教育委員会に問い合わせること。

また、海外からの志願者にあつては、出願手続きについて直接、佐賀県教育委員会に問い合わせること。

- (2) その他の事項については、【一般選抜】に準ずるものとする。ただし、既にその高等学校の同じ課程に出願した者が第二次募集に応募するときは、入学願書（甲）（様式1）及び入学者選抜手数料（2,100円）のみを提出するものとする。
- (3) 校舎制をとる高等学校長は、検査場等を置く校舎を中学校長に通知する。

5 志願者数の報告

高等学校長は、志願者数を令和3年3月15日（月）14時～14時30分に、志願者数報告（様式22-3）により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

佐賀県教育委員会は、集計後速やかに志願者数を発表する。

6 選抜

- (1) 当該年度の一般選抜の学力検査、作文及び面接等の結果と調査書その他必要な書類に基づいて選抜する。

なお、作文の内容については、高等学校長が佐賀県教育委員会の承認を得て定めるものとする。

- (2) 作文及び面接等を実施する期日は、令和3年3月17日（水）とし、日程の詳細については高等

学校長が定めるものとする。

- (3) 高等学校長は、選抜委員会の委員氏名等を令和3年3月16日（火）までに、選抜委員会の委員報告（様式26）により、佐賀県教育委員会に報告しなければならない。
- (4) 高等学校長は、欠席者数等を令和3年3月17日（水）13時～13時30分に、入学者選抜欠席者数及び場外受検者数の報告（様式24）により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

佐賀県教育委員会は、集計後速やかに欠席者数等を発表する。

7 合格者の発表等

- (1) 合格者の発表（受検番号を掲示）は、令和3年3月19日（金）9時に志願先高等学校において行う。
なお、校舎制をとる高等学校において第二次募集を行った場合は、検査場を置いた校舎で発表を行う。
また、各高等学校のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。
- (2) 高等学校長は、令和3年3月19日（金）に志願者の選抜結果を佐賀県立高等学校入学者選抜結果について（通知）（様式29）により中学校長に通知する。
なお、この通知は、(1)による発表の後にすることとする。
- (3) 高等学校長は、合格者数を令和3年3月19日（金）10時～10時30分に入学者選抜合格者数の報告（様式30）により、ファクシミリで佐賀県教育委員会に報告しなければならない。
佐賀県教育委員会は、集計後速やかに合格者数を発表する。
- (4) 合格発表後、欠員補充のための追加合格は行わない。
- (5) その他の事項については、【一般選抜】 **第7選抜** に準ずるものとする。

8 入学者選抜結果の報告

高等学校長は、令和3年3月25日（木）までに志願者及び合格者の数を、入学志願者及び合格者の報告（様式32）により、佐賀県教育委員会に報告しなければならない。なお、所属学区外の志願者及び合格者の数についても、令和3年3月25日（木）までに所属学区外からの入学志願者及び合格者の報告（様式33）により、報告しなければならない。

（Ⅱ）定時制課程

1 応募資格

第二次募集で定時制課程に志願できる者は、一般選抜の「1 応募資格」（13ページ）の(1)全日制課程の①、②及び③のいずれかを満たす者で、出願時において、県立高等学校に合格していない者に限る。

2 出願

- (1) 出願期間は、全日制課程の第二次募集に準ずるものとする。
- (2) 出願手続その他については、（Ⅰ）全日制課程「4 出願手続」に準ずるものとする。

ただし、一般選抜に出願した者については、志願者は中学校長を経由して、一般選抜出願証明書（様式14）を他の出願書類に添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。

また、既にその高等学校の同じ課程に出願した者が第二次募集に応募するときは、入学願書（甲）及び入学者選抜手数料（900円）のみを提出するものとする。

3 志願者数の報告

（Ⅰ）全日制課程「5 志願者数の報告」に準ずるものとする。

4 選抜

(Ⅰ) 全日制課程「6 選抜」に準ずるものとする。

5 合格者の発表等

- (1) 合格者の発表、報告等については、(Ⅰ) 全日制課程「7 合格者の発表等」に準ずるものとする。
- (2) 特別の事情により、第二次募集に応募できなかった者があるときは、高等学校長は令和3年3月23日(火)までに佐賀県教育委員会の承認を得て入学を許可することができる。
なお、選抜は、「4 選抜」によって行う。

6 入学者選抜結果の報告

高等学校長は、志願者及び合格者の数を令和3年3月25日(木)までに入学志願者及び合格者の報告(様式32)により、佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

(Ⅲ) その他

- 1 この要項に定めるもののほか必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定める。また、この要項によりがたい緊急の事態が発生した場合においても、必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定める。
- 2 この要項及び1で佐賀県教育委員会が定めるもののほか必要な事項については、高等学校長は、当該高等学校の選抜実施に係る要項等(面接に係る事項を含む)を別に定めることができる。
- 3 当該高等学校長が定めた2に係る要項等については、令和3年3月16日(火)までに佐賀県教育委員会に1部を提出し、関係中学校にも必要な事項について、その内容の周知を図ること。
- 4 当該高等学校長が定めた2に係る要項等には、面接委員、採点委員を記載すること(様式不問)。

Ⅱ 通信制課程

1 応募資格

I 全日制及び定時制課程【一般選抜】 **第1募集** 1 応募資格 (1) 全日制課程の①～③ (13ページ) に該当する者

2 出願期間

(1) 出願期間は、次のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

① 前期は令和3年2月26日（金）から3月12日（金）までとする。

ただし、保護者や本人の転勤、本人の就職、第二次募集不合格等の特別な理由で3月12日（金）までに願書の提出ができなかった場合は、窓口受付、郵送とも3月22日（月）17時までに必着とする。

② 後期は令和3年8月20日（金）から8月27日（金）までとする。

(2) 受付時間は、9時～17時とする。

(3) 郵送による出願の場合は、簡易書留とし、出願期間最終日の17時までに必着とする。

3 出願手続

志願者は、次の書類に入学者選抜手数料50円（郵送による出願の場合は定額小為替）及び返信用封筒2枚（それぞれ250円・84円切手を貼ったもの）を添えて提出すること。

なお、出願に必要な書類は、次の(1)～(5)とし、(1)及び(2)の様式については、佐賀北高等学校通信制課程事務室において配布する。

(1) 入学願書（所定の用紙）

(2) 最終学校の調査書（所定の用紙）

① 「各教科の学習の記録」のうち、中学校学習指導要領第2章に示す各教科については、各学年の評定を5段階で記入すること。

② 所定の用紙による調査書を提出することができないときは、最終学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書で代えることができる。

(3) 写真4枚（縦4cm×横3cm、上半身、正面、脱帽で、出願前6か月以内に撮影したもの。）うち1枚は入学願書に貼ること。

(4) 志願者の住民票抄本（本籍、続柄及びマイナンバーを省略したもの。）

(5) 作文（400字詰め原稿用紙4枚以上。）

4 出願先

佐賀北高等学校通信制課程事務室

〒840-0851 佐賀市天祐二丁目6番1号 電話(0952)23-2203、(0952)29-4189

5 選抜

書類（作文を含む。）及び面接により選考する。

6 合格者の発表

前期合格者には令和3年3月24日（水）に、後期合格者には令和3年9月9日（木）に、合格通知書を本人に発送し、不合格者には、その旨を本人に通知する。

7 入学者選抜結果の報告

高等学校長は、志願者、受検者及び合格者の数を、前期については令和3年3月26日（金）までに、後期については令和3年9月17日（金）までに、通信制課程における志願者、合格者等の報告（様式34）により、佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

8 入学者等の報告

高等学校長は、入学者及び転編入学者の数を、前期については令和3年4月12日（月）までに、後期については令和3年9月29日（水）までに、通信制課程における入学者、転編入学者等の報告（様式35）により、佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定める。また、この要項によりがたい緊急の事態が発生した場合においても、必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定める。
- (2) この要項及び(1)で佐賀県教育委員会が定めるもののほか必要な事項については、高等学校長は、当該高等学校の選抜実施に係る要項等(面接に係る事項を含む)を別に定めることができる。

Ⅲ 選抜実施細目

第1 出願関係書類

- 1 入学願書 ㊦(様式1)、写真票(様式2)及び受検票(様式4)は所定のものを用い、その他の出願関係書類は所定の様式によること。なお、入学願書 ㊦(様式1)及びその他の出願関係書類は、様式のコピー又は佐賀県教育委員会ホームページ等からダウンロードしたのも可とする。
- 2 前記の書類のうち、受検票を除いた出願関係書類の配布及び様式の提示は、教育事務所又は支所を通じて行う。ただし、県外からの志願者については佐賀県教育庁学校教育課(〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)で行う。郵送希望の場合は、一人分につき、レターパックライト(370円)又は返信用封筒(A4判が入る角形2号封筒に、郵送料として580円切手を貼付。ただし速達の場合は970円切手を貼付。)に返信先住所及び宛名を記載したものを添えて請求すること。
なお、写真票のみの送付を希望する場合は、佐賀県教育庁学校教育課に相談すること。

第2 諸書類の作成要領

1 入学願書 ㊦(様式1)

- (1) 作成上の注意
 - ① 入学願書は、所定のもの(若しくはそのコピー又は佐賀県教育委員会ホームページ等からダウンロードしたもの)を用い、本人及び保護者(成年の志願者においては本人。以下同じ。)が記入すること。
 - ② 数字は算用数字を用い、ペン書き(ボールペンも可)、横書きとする。
 - ③ パソコンでの作成を可能とする。
 - ④ 記入事項を訂正した場合、その訂正箇所二本線を引き、保護者の印を押すこと。
- (2) 記入方法
 - ① 特別選抜・一般選抜・第二次募集のいずれか該当する欄に○を記入すること。また、特別選抜においては、四つの募集枠のうち該当する欄に○を記入すること。
 - ② 上欄左の□の中には所属学区以外の高等学校への志願者に限り「学区外」と朱書すること。
 - ③ 上欄右の○の中には志願先を変更したときに限り、先に志願した高等学校で「変」と朱書すること。
 - ④ 中学校名等の欄
 - ア 中学校名は、例えば「天山中学校」「有明ゆめ学園」のように記入すること。
 - イ 学歴は、令和3年3月卒業見込みの者は「令和3年3月卒見込」の文字を○で囲み、過年度卒の場合は卒業した年を記入し、「令和3年3月卒見込」の文字を二本線で消すこと。

ウ 志願者氏名及び現住所は、住民票及び指導要録のとおりとすること。

- ⑤ 志望課程は、志望する課程名のいずれかを○で囲むこと。志望学科の記入については、次の点に留意すること。

ア 第2、第3の志望学科がない場合は、志望学科の第2、第3の欄にそれぞれ斜線を引くこと。

イ 白石高等学校の商業科又は情報ビジネス科への志願者、鳥栖商業高等学校の商業科又は流通経済科への志願者、佐賀商業高等学校の商業科又はグローバルビジネス科への志願者、及び唐津商業高等学校の商業科又は会計科への志願者は、志望学科の欄に「商業科」と記入すること。

ウ 嬉野高等学校全日制の電気科又は建築科への志願者、鳥栖工業高等学校定時制の機械科又は電気科への志願者、佐賀工業高等学校定時制の機械科又は電気科への志願者、及び有田工業高等学校定時制セラミック科又はデザイン科への志願者は、志願する学科をそれぞれの欄に記入すること。

エ 指定競技・分野等の欄は、特別選抜では、指定競技又は分野の名称を記入すること。

なお、スポーツ推進指定校を希望する場合は、「柔道・女」「水泳・男女」のように性別も記入すること。一般選抜・第二次募集では斜線を引くこと。

オ 厳木高等学校及び太良高等学校への志願者は、西部学区枠、全県募集枠のいずれか該当する欄に○を記入すること。また、全県募集枠については、1 応募資格(21ページ)の(1)～(3)のうち該当する条件の欄に○を記入すること。

- ⑥ 保護者の欄は、現住所が志願者と同じ場合は「志願者に同じ」と記入すること。
⑦ 備考欄は、参考事項があれば簡明に記入し、なければ斜線を引くこと。
⑧ 中学校長は、記載内容について十分確かめたうえで、その職印を押すこと。
⑨ 中学校長が証明する年月日については、記入日よりも早くなならないようにすること。
⑩ 第二次募集出願時に、同一高等学校に再出願するときは、備考欄に第一次募集出願時の受検番号を記入すること。

2 令和3年度佐賀県立高等学校入学志願者調査書(様式3)

(1) 作成上の注意

- ① パソコンでの作成を可能とする。その際、罫線や文字の大きさはなるべく様式に近づけること。
② 用紙は、A4判1枚(両面印刷)として作成すること。
③ 数字は、算用数字を用い、横書きとする。
④ 記載内容を訂正した場合は、その訂正箇所二本線を引き、記入責任者の印を押すこと。

(2) 記入方法

- ① 調査書は、令和3年1月12日(火)現在で作成すること。
② 志願者氏名は、住民票及び指導要録のとおりとし、入学願書の記載内容と相違しないよう留意すること。
③ 卒業等の欄の記入は、入学願書(甲)に準じて行うこと。
④ 学年を記載する欄について、義務教育学校においては、7年、8年、9年と書き替えること。
⑤ 「出欠の記録」の欠席日数は、指導要録に準拠して記入し、第3学年については、令和2年4月1日から令和3年1月12日までの欠席日数を記入する。長期の欠席(連続10日以上又は学年ごとの欠席総数30日以上)の場合は、その理由を記入すること。
⑥ 「受検上配慮すべき事項」の欄には、受検上特に身体等について配慮を求める事項があれば記入すること。該当がない場合は斜線を引くこと。

⑦ 特別活動の記録及び行動の記録

ア 「特別活動の記録」の欄には、学級活動、生徒会活動、学校行事の活動状況についてその趣旨に照らし、十分満足できる状況にあると判断される場合は○印を記入し、特記すべき事項を事実及び所見欄に記入すること。また、空欄になる場合は、▪印を記入し、事実及び所見欄には斜線を引くこと。

イ 「行動の記録」の欄には、指導要録に準拠して、第3学年について掲げられた項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合は、○印を記入すること。また、空欄になる場合は、▪印を記入すること。

ウ 「学校内外での活動・部活動等の記録」の欄には、3年間を通じた行動の記録の特記事項や読書活動、ボランティア活動、善行、表彰、取得した資格や検定などの事実及び特技について特記すべき事項を記入すること。また、部活動等について、郡、市、県内等の各種大会で優秀な成績をおさめた事実や顕著な功績を上げた事実があった場合もこの欄に記入すること。

⑧ 各教科の学習の記録

ア 第1学年及び第2学年の評定は、指導要録から転記すること。

イ 評定は絶対評価を用い、中学校学習指導要領第2章に示す各教科については、すべて5段階評定で記入すること。

ウ 「観点別学習状況」の欄は、「十分満足できると判断されるもの」をA、「おおむね満足できると判断されるもの」をB、「努力を要すると判断されるもの」をCとして、3段階評定とするが、記入に当たって、Bは、▪印とすること。

エ 選択教科については教科名を記入し、評定は教科の特性を考慮して設定された目標に照らし、「十分満足できると判断されるもの」をA、「おおむね満足できると判断されるもの」をB、「努力を要すると判断されるもの」をCとして、3段階評定とするが、記入に当たって、Bは、▪印とすること。

オ 「総合的な学習の時間に関する記録」の欄には、必ず「総合的な学習の時間」における生徒の活動状況を具体的に記入すること。

カ 「学習に関する特記事項」の欄には、「中学校学習指導要領第2章に示す各教科」及び「選択教科」について、特記すべき事項を記入すること。

⑨ 記入責任者職氏名は、調査書を作成した教職員の職氏名を記入し印を押すこと。

⑩ 校長氏名は、正確に記入し、職印を確実に押すこと。

⑪ 次の場合は、調査書としての有効性を認めないので、特に留意すること。

ア 中学校長の職印及び記入責任者の印がない場合

イ 記入を要する箇所が空欄である場合

⑫ 高等学校長は、記載事項が不明又は疑わしいときは、中学校長に対して再提出を求めることができる。

⑬ 平成27年3月以前に中学校を卒業した者については、「志願者」の欄のみを記入する。

3 写真票（様式2）

(1) 受検番号は、高等学校において記入すること。

(2) 写真は、所定の場所に確実に貼り付けること。

4 受検票（様式4）

(1) 所定の欄に明瞭に高等学校の校印を押すこと。

(2) 受検番号及び志願者氏名は、高等学校で記入すること。

- (3) 選抜の種類等は、高等学校で該当する欄に○を記入すること。
- (4) 入学者選抜手数料領収印は、委任出納員の印を押すこと。

5 志願変更の場合

(1) 志願変更願（様式12）

- ① 志望課程の欄には、全日制、定時制の別を記入すること。
- ② その他の記入要領は、入学願書(甲)に準ずること。
- ③ ※印のところは、受け付けた高等学校で記入すること。
- ④ この用紙は「様式12」により中学校で作成し、用紙の大きさはA4判とすること。
- ⑤ 記入事項のうち、志望課程、志望学科、受検番号、変更先高等学校名を訂正したものは、無効とする。
- ⑥ ⑤以外の箇所の訂正部分については、保護者の印を押すこと。
- ⑦ 厳木高等学校及び太良高等学校の「全県募集枠」と「西部学区枠」の間の変更については、志願変更願の備考欄に募集枠の変更について記入すること。

(2) 入学願書(乙)（様式13）

- ① 記入に当たっては、入学願書(甲)に準じて行うこと。
- ② この用紙は「様式13」により中学校で作成し、用紙の大きさはA4判とすること。
- ③ 志願先高等学校長は、変更内容が志願変更願と一致しているかどうかを確かめたうえ証明すること。

(3) 調査書（様式3）

志願変更が受け付けられ調査書が返却された場合は、そのまま変更先高等学校に入学願書(乙)とともに提出すること。

(4) 受検票（様式4）

志願変更先の高等学校長は、受検票の交付において、新たに入学者選抜手数料の納入の必要のない者については、切取線以下の入学者選抜手数料領収の部分に朱線で消しておくこと。

(5) 写真票（様式2）

- ① 志願先高等学校長は、受検番号の上欄を朱線で消し返却すること。
- ② 受検番号の下欄は、変更先高等学校長が記入すること。

6 第二次募集の場合

入学願書(甲)の作成に当たっては、「Ⅲ 選抜実施細目」

第2 諸書類の作成要領

 1 入学願書(甲)」に準ずる。

IV 受検者への情報提供

各高等学校の全日制課程及び定時制課程において、受検者に対し、学力検査の得点に関する情報を提供する。

1 情報提供の内容

令和3年度佐賀県立高等学校入学者選抜（特別選抜及び一般選抜）学力検査における受検者本人の教科別得点、実技検査等得点（付表5）

2 情報の提供を受けることができる者

上記学力検査等の受検者本人

3 情報提供期間及び時間

(1) 特別選抜

期 間	時 間
令和3年2月10日（水）から令和3年2月16日（火）まで	13時～17時
令和3年3月11日（木）から令和3年3月17日（水）まで	9時～17時

2月10日（水）及び3月11日（木）は合格者発表後とする。また、期間中の土曜日・日曜日は除く。

(2) 一般選抜

期 間	時 間
令和3年3月11日（木）から令和3年3月17日（水）まで	9時～17時

3月11日（木）は一般選抜合格者発表後とする。また、期間中の土曜日・日曜日は除く。

4 情報提供場所

学力検査を受検した県立高等学校

ただし、校舎制をとる高等学校においては、検査場を置いた校舎

5 情報提供時に必要なもの

受検票又は生徒手帳、健康保険証等本人であることが確認できる書類

6 情報提供の方法

上記書類と写真票の双方により本人を確認した後、直ちに情報を提供する。

なお、電話又は郵送による受領請求は、受け付けない。

7 情報提供件数の報告

高等学校長は、令和3年3月24日（水）までに情報提供の件数を情報提供件数の報告（様式40）により、佐賀県教育委員会に報告しなければならない。

V 県外からの入学志願者の取扱い

1 対象者

次の(1)～(5)のいずれかに該当する者。ただし、提出書類等については、2 申請手続に記載するもののほか、別に定める。また、(2)を適用する中学校等についても、別に定める。

また、住所を有する都道府県の公立高等学校の受検をしないことを証明できること。

- (1) 保護者*及び志願者が佐賀県外に住所を有しているが、入学日までに佐賀県内に住所を有する見込みが確実な者
- (2) 保護者*及び志願者が隣接県に住所を有しているが、地理的条件のためその県内の高等学校に通学することが特に困難である者
- (3) 保護者*及び志願者が佐賀県外に住所を有しているが、その県内に志願する学科が設置されていないため、佐賀県内の高等学校を志願する者

ただし、この志願要件によって許可する学科は、以下のとおりとする。

森林環境科（伊万里実業高等学校）及びセラミック科、デザイン科（有田工業高等学校）

- (4) 保護者*が佐賀県内に住所を有しているが、志願者は佐賀県外の中学校又は義務教育学校を卒業若しくは令和3年3月卒業見込みの者、又は佐賀県外の中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和3年3月修了見込みの者。ただし、志願者が佐賀県内に住所を有している場合は、本取扱いによらず志願できる。
- (5) その他特別の事情がある者

◇ 保護者*とは、親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として、教育長が認める者をいう。

2 申請手続

県外からの入学志願許可を願い出る者は、次に掲げる書類を佐賀県教育委員会宛て、特別選抜、一般選抜ともに、令和2年12月14日（月）から令和2年12月18日（金）【必着】までの間に提出しなければならない。別途、必要な書類の提出を求める場合があるので、必ず事前に佐賀県教育委員会に連絡すること。

なお、特別選抜、一般選抜の両方とも受検する意志がある場合でも、期間内に1回許可申請を行えばよい。ただし、定時制及び通信制課程への志願者については、この手続を要しない。

(1) 県外からの入学志願許可願書（様式17）

- ① 入学志願許可願書（様式17）をコピー又は佐賀県教育委員会ホームページ等からダウンロードして作成すること。（大きさA4判）
- ② 3通提出すること。ただし、特別選抜又は一般選抜の一方のみ受検する場合は、2通でよい。（1通は原本、他は必要事項を記入の上、コピーしたもので可。ただし、保護者印及び校長印はともにコピー後に押すこと。）
- ③ 志願の理由は具体的にかつ明確に記載すること。

- (2) 保護者及び志願者を含む住民票の写し（本籍、続柄及びマイナンバーを省略したもの）1通
- (3) 保護者及び志願者が入学日までに佐賀県内に住所を有する見込みが確実な者にあつては、そのことを証明する書類。
- (4) 保護者が県内に住所を有しない志願者にあつては、身元引受申立書（様式39）1通
- (5) 返信用封筒（定形長形3号サイズの封筒に宛名記載。簡易書留404円切手貼付。ただし速達簡易書留の場合は694円切手貼付。）1通

3 書類の請求及び提出

- (1) 県外からの入学志願許可願書等の請求

請求先 佐賀県教育庁学校教育課（〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）

（注）郵送希望の場合は、一人分につき、レターパックライト（370円）又は返信用封筒（A4判が入る角形2号封筒に、郵送料として580円切手を貼付。ただし速達の場合は970円切手を貼付。）に返信先住所及び宛名を記載したものを添えて請求すること。

(2) 県外からの入学志願許可願書等の提出

提出先 佐賀県教育庁学校教育課（〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）

※特別選抜のスポーツ推進指定校については、佐賀県教育庁保健体育課（住所は学校教育課に同じ）とする。

4 県外からの入学志願許可書の交付

県外からの入学志願許可書は、令和3年1月7日（木）までにこれを発送する。なお、許可書の交付を受けた者は、第二次募集への応募を認めることもあるが、必ず出願前に佐賀県教育委員会に問い合わせること。

5 出願

(1) 県内志願者に同じ。（8ページ、14ページ及び21ページ **第2出願** 参照）

(2) 上記1 対象者に掲げる者のうち、(1)、(4)又は(5)に該当する者で、**県外からの入学志願許可書（様式17）**の交付を受けた者は、許可書に記された高等学校以外にも出願できる。

（注）受検票の郵送を希望する場合は、返信用封筒（定形長形3号サイズの封筒に宛名記載。簡易書留404円切手貼付。ただし速達簡易書留の場合は694円切手貼付。）1通を添えて出願すること。

6 志願の特例

上記1の(1)に該当する者のうち、保護者の転勤等特別の事情があつて上記2に示す期間に県外からの入学志願許可願書を提出できなかった者については、下記のとおりとする。

(1) 許可願書の提出期間及び提出先

県外からの入学志願許可願書及び添付書類を、令和3年1月28日（木）から2月17日（水）[必着]までに、佐賀県教育委員会宛て提出すること。

(2) 許可書の発送

佐賀県教育委員会が許可したときは、令和3年2月19日（金）までに許可書を発送する。

(3) 出願

① 出願期間は、令和3年2月22日（月）から2月25日（木）までとする。

② 受付時間は、2月22日（月）と2月24日（水）は9時～14時、2月25日（木）は9時～12時とする。

③ 出願手続については、「5 出願」に準ずる。

VI 海外からの入学志願者の取扱い

第1 海外帰国生徒等志願者の取扱い

1 受検資格

海外帰国生徒等で高等学校を受検できる者は、13ページの1 応募資格(1)全日制課程の①～③のいずれかを満たす者であり、かつ、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。ただし、1 応募資格(1)全日制課程の③のア又はイのいずれかに該当する者については、海外帰国生徒等の受検資格証明を願い出ること。

- (1) 帰国又は入国後、保護者*とともに県内に住所を有している者
- (2) 現在海外に居住している者又は帰国後県外に住所を有している者で、入学日までに保護者*とともに県内に住所を有する見込みが確実な者
- (3) その他特別の事情のある者

2 申請手続

次に掲げる書類を、令和2年12月14日(月)から令和2年12月17日(木)[必着]までに佐賀県教育委員会宛て提出しなければならない。

- (1) 帰国生徒等受検資格証明願書(様式18)(最終在籍校長の証明を受けることが著しく困難な場合は、中学校長の証明は必要ないが、他の証明資料等があれば、提出すること。)
 - ① 帰国生徒等受検資格証明願書(様式18)をコピー又は佐賀県教育委員会ホームページ等からダウンロードして作成すること。(大きさA4判)
 - ② 3通提出すること。(1通は原本、他は必要事項を記入の上、コピーしたもので可。ただし、保護者印及び校長印はともにコピー後に押すこと。)
 - ③ 志願の理由を具体的に備考欄に記載すること。
- (2) 海外在住を証明する書類(在住期間明示のもの)1通
- (3) 返信用封筒(長形3号の封筒に宛名記載。国内在住者は簡易書留404円切手貼付。ただし、速達簡易書留の場合は694円切手貼付。海外在住者は連絡の上、料金の確認をすること。)1通

(注) 県内に住所を有しない海外帰国生徒等志願者においては、上記2 申請手続に要する書類のほか、「V 県外からの入学志願者の取扱い」2 申請手続に要する書類のうち、(2)から(4)までを合わせて提出すること。

3 書類の請求及び提出

- (1) 帰国生徒等受検資格証明願書等の請求

請求先 佐賀県教育庁学校教育課(〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

(注) 国内郵送を希望する場合は、一人分につき、レターパックライト(370円)又は返信用封筒(A4判が入る角形2号封筒に、郵送料として580円切手を貼付。ただし速達の場合は970円切手を貼付。)に返信先住所及び宛名を記載したものを添えて請求すること。

海外郵送を希望する場合は、連絡の上、料金の確認をすること。

なお、写真票のみの送付を希望する場合は、佐賀県教育庁学校教育課に相談すること。

- (2) 帰国生徒等受検資格証明願等の提出

提出先 佐賀県教育庁学校教育課(〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

4 証明書の発送

佐賀県教育委員会が証明したときは、令和3年1月7日（木）までに証明書を発送する。

5 出願

志願者は、通常の出願関係書類に佐賀県教育委員会の発行した帰国生徒等受検資格証明書（様式18）を添付し、志願先高等学校長に提出する。

ただし、県外からの志願者については、佐賀県教育委員会の発行した県外からの入学志願許可書を含め、「V 県外からの入学志願者の取扱い」5 出願に準ずる。

6 志願の特例

上記1 受検資格を有する者のうち、保護者の転勤等特別の事情があつて上記2 申請手続に示す期間に申請ができなかったものについては、「V 県外からの入学志願者の取扱い」6 志願の特例に準ずる。

第2 海外帰国生徒等志願者に対する特例措置

1 対象者

対象者については、13ページの1 応募資格(1)全日制課程の①～③のいずれかを満たす者で、次の条件A又は条件Bのいずれかに該当する者とする。申請があつた場合は、県教育委員会で審査し、決定する。

条件A：「帰国生徒及び外国人生徒等で、帰国又は入国後小学校4年生以上の学年に編入学した者、若しくは帰国又は入国時に既に学齢を超過していたため、我が国の小・中学校に編入できなかった者で、平成26年2月1日以降に帰国した者」

条件B：「海外に引き続き2年6月以上在留し、かつ、平成31年2月1日以降に帰国又は入国した者」

2 特例措置の内容

(1) 特別選抜の学力検査に関する特例

① 学力検査の延長

学力検査時間を国語は15分、数学、外国語(英語)はそれぞれ10分延長し、その時間割は別に定める。

② 学力検査問題の漢字のふりがな

学力検査問題の問題文等の漢字（原則として、全ての漢字。）について、必要に応じてふりがなを付ける。

(2) 一般選抜の学力検査に関する特例

① 受検教科 国語、数学、外国語(英語)の3教科

② 学力検査の延長

学力検査時間を国語は25分、数学及び外国語(英語)はそれぞれ15分延長し、その時間割は別に定める。

③ 学力検査問題の漢字のふりがな

学力検査問題の問題文等の漢字（原則として、全ての漢字。）について、必要に応じてふりがなを付ける。

(注) ただし、上記の条件A・Bに該当する者であっても、海外の在留期間中において、日本語を修得するのに大きな支障がないと判断される者については、2 特例措置の内容の(1)の①、②の措置及び(2)の②、③の措置は認めない。

3 申請手続

海外帰国生徒等特例措置の適用許可を願い出る者は、次に掲げる書類を県教育委員会宛て、令和2年12月14日（月）から令和2年12月17日（木）〔必着〕までに提出しなければならない。

(1) 帰国生徒等特例措置適用許可願書（様式19）（A4判）

- ① 帰国生徒等特例措置適用許可願書（様式19）をコピー又は佐賀県教育委員会ホームページ等からダウンロードして作成すること。
- ② 3通提出すること。（1通は原本、他は必要事項を記入の上、コピーしたもので可。ただし、保護者印及び校長印はともにコピー後に押すこと。）
- ③ 特例措置を願い出る理由を具体的に備考欄に記載すること。

(2) 海外在住を証明する書類（在住期間明示のもの）1通

(3) 最終在籍校長の帰国生徒等特例措置適用許可願書に係る副申書1通（様式20）

(4) 返信用封筒（長形3号の封筒に宛名記載。国内在住者は簡易書留404円切手貼付。ただし、速達簡易書留の場合は694円切手貼付。海外在住者は連絡の上、料金の確認をすること。海外帰国生徒等の受検資格証明を同時に願い出る者は不要。）1通

（注） 県外に住所を有している海外帰国生徒等志願者においては、上記 3 申請手続に要する書類のほか、「V 県外からの入学志願者の取扱い」2 申請手続 に要する書類のうち (1)～(4)までを合わせて提出すること。

4 書類の請求及び提出

書類の請求及び提出先は、

第1 海外帰国生徒等志願者の取扱い

 3 書類の請求及び提出に準ずる。

5 許可書の発送

佐賀県教育委員会が許可したときは、令和3年1月7日（木）までに許可書を発送する。

6 出願

特例措置の適用を受けた志願者にあつては、通常の出願関係書類に佐賀県教育委員会の発行した帰国生徒等特例措置適用許可書（様式19）を添付し、志願先高等学校長に提出する。

ただし、県外からの志願者については、佐賀県教育委員会の発行した県外からの入学志願許可書を含め、「V 県外からの入学志願者の取扱い」5 出願 に準ずる。

7 志願の特例

1 対象者 に該当する者のうち、保護者の転勤等特別の事情があつて上記 3 申請手続 に示す期間に申請ができなかった者については、「V 県外からの入学志願者の取扱い」6 志願の特例 に準ずる。

Ⅶ その他

第1 所属学区変更志願者の取扱い

1 対象者

保護者*及び志願者が、入学日までに住所を所属学区以外の学区に変更する見込みのある者

2 申請手続

所属学区変更許可を願い出る者は、中学校長、教育事務所長又は支所長（以下「教育事務所長等」という）を経由して次に掲げる書類を佐賀県教育委員会宛て、令和2年12月14日（月）から令和2年12月17日（木）[必着]までに提出しなければならない。

(1) 所属学区変更許可願（様式15）（A4判）

- ① 所属学区変更許可願（様式15）をコピー又は佐賀県教育委員会ホームページ等からダウンロードして作成すること。
- ② 3通提出すること。（1通は原本、他は必要事項を記入の上、コピーしたもので可。ただし、保護者印及び校長印はともにコピー後に押すこと。）
- ③ 理由は具体的にかつ明確に記載すること。

(2) 保護者の住民票の写し（本籍、続柄及びマイナンバーを省略したもの）1通

(3) 所属学区変更許可願に記載した理由を証明するに足る書類1式

3 中学校長の対応

- (1) 中学校長は志願者からの提出書類に不備のないことを確かめ、かつ理由の妥当性を検討して、提出された所属学区変更許可願（様式15）に中学校長の意見を記載し、所属学区変更許可願提出者一覧表（様式16）と合わせて各2部を教育事務所長等に送付すること。
- (2) 前項の送付に当たって、許可の願出が佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（39ページ）第2条第2項に規定する学科等に関するものは、送付の必要はない。

4 教育事務所長等の対応

教育事務所長等は、中学校長から送付された書類に不備のないことを確かめ、所属学区変更許可願（様式15）2部、所属学区変更許可願提出者一覧表（様式16）1部を上記期間内に佐賀県教育委員会に送付すること。また、送付に当たっては、3 中学校長の対応(2)に留意すること。

5 許可書の交付

- (1) 佐賀県教育委員会が許可したときは令和3年1月7日（木）までに許可書を発送する。
- (2) 許可書の交付は、教育事務所長等、中学校長を経由して行う。
- (3) 交付された許可書は、出願の際に添付する。

第2 県外の公立高等学校への入学志願者の取扱い

県外の公立高等学校に出願する生徒がいる中学校長は、佐賀県立高等学校を志願しないことの証明を求められている場合は、証明書を作成し、提出することができる。ただし、佐賀県教育委員会の承諾書を求められている場合は、事前に佐賀県教育委員会に相談の上、申請すること。

第3 その他の事情がある場合

1 高等学校入学資格認定試験について

高等学校入学資格認定試験は以下の要領で実施する。受験を希望する者は、令和2年12月11日（金）までに佐賀県教育委員会に電話等で問い合わせしておくこと。

- (1) 申込期間 令和3年1月4日（月）から1月6日（水）の9時～16時 ただし土日を除く
- (2) 実施期日 令和3年1月7日（木）
- (3) 場 所 各県立高等学校（申込み、実施とも）

高等学校入学資格認定試験を実施した学校は、その実施報告書を令和3年1月12日（火）までに、報告しなければならない。

2 検査場外の受検について

- (1) 病気等の理由により検査場での受検が困難な志願者について、受検する高等学校長の許可を受け、当該高等学校の保健室等で受検することもできる。
- (2) 病気や事故などのやむを得ない事情がある場合、病院での検査場外受検が認められることもあるが、このことについて、原則として特別選抜は令和3年1月29日（金）、一般選抜は令和3年2月26日（金）までに、佐賀県教育委員会の承認を得なければならない。

3 身体等に障害のある志願者への対応について

身体等に障害があるため、受検の際に特別の措置が必要な志願者への対応については、志願者が在籍する中学校長、受検予定先の高等学校長、佐賀県教育委員会が協議して決定する。

なお、特別の措置の手続き等について、県内中学校には別途通知する。また、県外中学校については、令和2年11月11日（水）までに佐賀県教育委員会に相談すること。

佐賀県教育委員会は、高等学校に入学した生徒が、日常的に学校生活に必要な行動の介助を必要とすると認めた場合、一定の条件の下で特別支援教育支援員（生活介助）を配置する。

※ **第3 その他の事情がある場合**の1～3の項目については、「令和3年度佐賀県立高等学校入学者選抜実施上の留意事項」に、各中学校及び高等学校における対応や手続の方法等を記している。

第4 その他

入学願書をはじめとする出願書類に虚偽の記載があった場合、又は虚偽の申請などの不正が判明した場合は、当該高等学校長は、合格発表後の合格取り消しや入学許可後の入学取り消しなどの措置を講ずることができる。

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則
(昭和57年5月24日佐賀県教育委員会規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 高等学校の全日制の課程に置かれる普通科（次項第4号及び第5号に掲げるものを除く。）の学区は、別表のとおりとする。

2 次に掲げる高等学校の学科及び入学者選抜における学区は、県全域とする。

- (1) 全日制の課程に置かれる専門教育を主とする学科及び総合学科
- (2) 定時制の課程に置かれる学科
- (3) 通信制の課程に置かれる学科
- (4) 佐賀県立太良高等学校全日制課程普通科及び佐賀県立厳木高等学校全日制課程普通科（いずれも全県募集枠に係るものに限る。）
- (5) 特別選抜による入学者選抜

(入学の志願等)

第3条 高等学校に入学（転入学及び編入学を含む。次条第3項において同じ。）しようとする者又は在学する者は、本人及びその保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める者をいう。以下同じ。）の住所の存する市町の属する学区（以下「所属学区」という。）内の高等学校にそれぞれ志願し、又は在学しなければならない。

(入学の志願の特例)

第3条の2 高等学校に入学しようとする者は、入学しようとする高等学校の学校長が認めるときは、前条の規定にかかわらず、所属学区外の高等学校に志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、当該高等学校の全日制の課程に置かれる普通科の募集定員の数（第2条第2項第4号に規定する学科の募集定員の数、同項第5号に規定する入学者選抜に基づき入学を許可された者の数及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校の在学者で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校の普通科に入学を許可されたものの数を除く。）の100分の20を超えないものとする。

2 前項後段の規定は、高等学校に入学しようとする者で、本人及びその保護者の住所が次の表の左欄に掲げる区域に存するものが、同表の右欄に掲げる高等学校に志願するときは、適用しない。

唐津市向島、馬渡島、加唐島、 松島及び小川島	東部学区内の高等学校
多久市	佐賀県立厳木高等学校

3 高等学校に入学しようとする者又は在学する者は、本人及びその保護者の住所が県内に存しない場合において、やむを得ない事情のあるときは、前条の規定にかかわらず、高等学校に志願し、又は在学することができる。ただし、入学しようとする者にあつては、志願する前に、佐賀県教育委員会の許可を受けなければならない。

(所属学区の変更)

第4条 高等学校に入学しようとする者又は在学する者は、やむを得ない事情のあるときは、所属学区を変更することができる。ただし、入学しようとする者にあつては、志願する前に、佐賀県教育委員会の許可を受けなければならない。

(勧告)

第5条 高等学校の校長は、この規則に抵触する生徒のあった場合には、本人及びその保護者に対し、すみやかに適宜の措置をとるよう勧告しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

附 則（平成29年教委規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則第2条第2項の規定は、平成30年4月1日以後に佐賀県立高等学校に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

別 表（第2条関係）

学 区	区 域	学区内の高等学校
東部学区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、 神埼市、吉野ヶ里町、基山町、 上峰町及びみやき町	佐賀県立佐賀東高等学校 佐賀県立佐賀西高等学校 佐賀県立佐賀北高等学校 佐賀県立致遠館高等学校 佐賀県立鳥栖高等学校 佐賀県立小城高等学校 佐賀県立神埼高等学校 佐賀県立三養基高等学校
西部学区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、 嬉野市、玄海町、有田町、大町町、 江北町、白石町及び太良町	佐賀県立唐津東高等学校 佐賀県立唐津西高等学校 佐賀県立厳木高等学校 佐賀県立伊万里高等学校 佐賀県立武雄高等学校 佐賀県立太良高等学校 佐賀県立鹿島高等学校 佐賀県立白石高等学校

(付表1) 令和3年度佐賀県立高等学校募集学科・住所一覧

高等学校名		全 日 制 課 程	通信制課程	定時制課程
1	鳥 栖	普通		
2	三 養 基	普通		
3	神 埼	普通		
4	佐 賀 東	普通		
5	佐 賀 西	普通		
6	佐 賀 北	普通、芸術	普通、被服	
7	致 遠 館	普通、理数		
8	小 城	普通		
9	唐 津 東	普通		
10	唐 津 西	普通		
11	巖 木	普通		
12	伊 万 里	普通		
13	武 雄	普通		
14	白 石	普通、商業・情報ビジネス（くくり募集）		
15	鹿 島	普通、商業、食品調理		
16	太 良	普通		
17	牛 津	生活経営、服飾デザイン、食品調理		
18	高 志 館	食品流通、園芸科学、環境緑地		
19	唐 津 南	生産技術、食品流通、生活教養		
20	伊 万 里 実 業	生物科学、森林環境、フードビジネス、商業、情報処理		商業
21	佐 賀 農 業	農業科学、食品科学、環境工学		
22	鳥 栖 工 業	機械、電子機械、電気、建築、土木		普通、機械、電気
23	佐 賀 工 業	機械、機械システム、電気、電子、情報システム、建築		機械、電気
24	唐 津 工 業	機械、電気、建築、土木		
25	有 田 工 業	機械、電気、セラミック、デザイン		セラミック、デザイン
26	嬉 野	機械、電気、建築、総合学科		
27	鳥 栖 商 業	商業・流通経済（くくり募集）、情報管理		
28	佐 賀 商 業	商業・グローバルビジネス（くくり募集）、情報処理		総合文化
29	唐 津 商 業	商業・会計（くくり募集）		商業
30	神 埼 清 明	総合学科		
31	多 久	総合学科		
32	唐 津 青 翔	総合学科		

高等学校名	【校舎名】／郵便番号	住 所	電 話 番 号
1 鳥 栖	841-0038	鳥栖市古野町600番地1	0942-83-2211
2 三 養 基	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀300番地1	0942-94-2345
3 神 埼	842-0002	神崎市神埼町田道ヶ里2213番地	0952-52-3118
4 佐 賀 東	840-0016	佐賀市南佐賀三丁目11番15号	0952-24-0141
5 佐 賀 西	840-0041	佐賀市城内一丁目4番25号	0952-24-4331
6 佐 賀 北	840-0851	佐賀市天祐二丁目6番1号	0952-26-3211
7 致 遠 館	849-0919	佐賀市兵庫北四丁目1番1号	0952-33-0401
8 小 城	845-0001	小城市小城町176番地	0952-73-2295
9 唐 津 東	847-0028	唐津市鏡新開1番地	0955-77-1984
10 唐 津 西	847-0821	唐津市町田字大山田1992番地	0955-72-7184
11 巖 木	849-3193	唐津市巖木町巖木727番地	0955-63-2535
12 伊 万 里	848-0032	伊万里市二里町大里甲2600番地	0955-23-3101
13 武 雄	843-0022	武雄市武雄町大字武雄5540番地2	0954-22-3103
14 白 石	◎【普通科キャンパス】 849-1101	杵島郡白石町大字今泉138番地1	0952-84-2131
	【商業科キャンパス】 849-2101	杵島郡大町町大字大町2039番地	0952-82-3241
15 鹿 島	◎【赤門学舎】 849-1311	鹿島市大字高津原462番地	0954-62-4136
	【大手門学舎】 849-1311	鹿島市大字高津原539番地	0954-63-3126
16 太 良	849-1602	藤津郡太良町大字多良4212番地6	0954-67-1811
17 牛 津	849-0303	小城市牛津町牛津274番地	0952-66-1811
18 高 志 館	840-0201	佐賀市大和町大字尼寺1698番地	0952-62-1331
19 唐 津 南	847-0824	唐津市神田字堤2629番地1	0955-72-4123
20 伊 万 里 実 業	【農林キャンパス】 848-0035	伊万里市二里町大里乙1414番地	0955-23-4138
	◎【商業キャンパス】 848-0028	伊万里市脇田町1376番地	0955-23-5191
21 佐 賀 農 業	849-1112	杵島郡白石町大字福田1660番地	0952-84-2611
22 鳥 栖 工 業	841-0051	鳥栖市元町1918番地	0942-83-4134
23 佐 賀 工 業	840-0841	佐賀市緑小路1番1号	0952-24-4356
24 唐 津 工 業	847-0832	唐津市石志中ノ尾3072番地1	0955-78-1155
25 有 田 工 業	844-0012	西松浦郡有田町桑古場乙2902番地	0955-42-3136
26 嬉 野	◎【塩田校舎】 849-1411	嬉野市塩田町大字馬場下甲1418番地	0954-66-2044
	【嬉野校舎】 843-0301	嬉野市嬉野町大字下宿甲700番地	0954-43-0107
27 鳥 栖 商 業	841-0076	鳥栖市平田町1110番地8	0942-83-2153
28 佐 賀 商 業	840-0804	佐賀市神野東四丁目12番40号	0952-30-8571
29 唐 津 商 業	847-0064	唐津市元石町235番地2	0955-72-7196
30 神 埼 清 明	842-0012	神崎市神埼町横武2番地	0952-52-3191
31 多 久	846-0002	多久市北多久町大字小侍23番地	0952-75-3191
32 唐 津 青 翔	847-1422	東松浦郡玄海町大字新田1809番地11	0955-52-2347

※校舎制の高等学校に出願する際は、学科を問わず、【校舎名】の前に◎を付した校舎に出願関係書類を提出する。

(付表2) 令和3年度佐賀県立高等学校入学者選抜関係日程

11 月		12 月	
1	日	1	火
2	月	2	水
3	火	3	木
4	水 ○配慮を要する生徒の調査 (市町教育委員会から、教育事務所・支所への提出期限)	4	金 ●併設型中学校からの入学予定者数の報告15:00まで
5	木	5	土
6	金	6	日
7	土	7	月
8	日	8	火
9	月	9	水
10	火	10	木
11	水 ○配慮を要する生徒の調査 (教育事務所・支所から、県教育委員会への提出期限)	11	金
12	木	12	土
13	金	13	日
14	土	14	月 ○帰国生徒等特例措置適用許可願受付(12月17日まで) ○帰国生徒等受検資格証明願書受付(12月17日まで) ○所属学区変更許可願受付(12月17日まで) ○県外志願許可願受付(12月18日まで)
15	日	15	火
16	月	16	水
17	火	17	木
18	水	18	金
19	木	19	土
20	金	20	日
21	土	21	月
22	日	22	火
23	月	23	水
24	火	24	木
25	水	25	金
26	木	26	土
27	金	27	日
28	土	28	月
29	日	29	火
30	月	30	水
		31	木

(付表2) 令和3年度佐賀県立高等学校入学者選抜関係日程

1 月		2 月	
1	金 元日	1	月
2	土	2	火
3	日	3	水
4	月 ○高等学校入学資格認定試験申込(1月6日まで)	4	木 ◎特別選抜(スポーツ・文化芸術推進指定校) ●欠席者数等報告 12:10~13:00
5	火	5	金
6	水	6	土
7	木 ○高等学校入学資格認定試験 ○帰国生徒等特例許可書発送 ○帰国生徒等受検資格証明書発送 ○所属学区変更許可書発送 ○県外入学志願許可書発送	7	日
8	金 【始業式】	8	月
9	土	9	火
10	日	10	水 ◎特別選抜合格発表 13:00 ○入学内定通知書交付(併設型) ●合格者数報告 13:00~13:30 ●入学内定者数報告(併設型) 13:00~13:30 ○特別選抜の学力検査結果の情報提供開始 (前半:2月16日まで)
11	月	11	木
12	火 ※調査書作成基準日 ○高等学校入学資格認定試験実施報告期限	12	金
13	水	13	土
14	木	14	日
15	金	15	月 ○入学志願者及び合格者数報告期限(特別選抜)
16	土	16	火 ○願書受付(一般選抜) 9:00~14:00(2月17日まで)
17	日	17	水 ○願書受付(一般選抜) 9:00~12:00 ●志願者数報告(一般選抜) 12:00~12:30 ○県外特例志願許可願不切
18	月	18	木
19	火	19	金
20	水	20	土
21	木	21	日
22	金	22	月 ○志願変更願 9:00~14:00(2月24日まで) ○県外からの特例志願願書受付 9:00~14:00(2月25日12:00まで)
23	土	23	火
24	日	24	水 ○志願変更願 9:00~12:00 ○県外からの特例志願願書受付 9:00~14:00
25	月	25	木 ○志願変更届 9:00~12:00 ○県外からの特例志願願書受付 9:00~12:00 ●志願変更後志願者決定数報告 12:00~12:30 ○身体等に障害のある生徒についての対応願提出期限
26	火 ○実施要項、選抜委員会の委員報告期限(特別選抜)	26	金 ○検査場校外受検承認申請締切(一般選抜) ○実施要項、選抜委員会の委員報告期限(一般選抜(追検査を含む)) ○通信制願書受付 9:00~17:00(3月12日まで)
27	水	27	土
28	木 ○願書受付(特別選抜) 9:00~14:00(1月29日まで) ○県外特例志願許可願受付(一般選抜、2月17日まで)	28	日
29	金 ○願書受付(特別選抜) 9:00~12:00 ●志願者数報告(特別選抜) 12:00~12:30 ○検査場校外受検承認申請締切(特別選抜)		
30	土		
31	日		

(付表2) 令和3年度佐賀県立高等学校入学者選抜関係日程

3月		4月	
1	月	1	木
2	火	2	金
3	水	3	土
4	木	4	日
5	金	5	月
6	土	6	火
7	日	7	水
8	月	8	木
9	火	9	金
10	水	10	土
11	木	11	日
12	金	12	月
13	土	13	火
14	日	14	水
15	月	15	木
16	火	16	金
17	水	17	土
18	木	18	日
19	金	19	月
20	土	20	火
21	日	21	水
22	月	22	木
23	火	23	金
24	水	24	土
25	木	25	日
26	金	26	月
27	土	27	火
28	日	28	水
29	月	29	木
30	火	30	金
31	水		

(付表3) 高等学校長より県教育委員会へのファクシミリ報告事項

期 日	時 間	項 目	様 式
12月4日(金)	15:00まで	併設型中学校からの入学予定者数	様式36
1月29日(金)	12:00～12:30	特別選抜 志願者数	様式22-1, 2
2月4日(木)	12:10～13:00	特別選抜 欠席者数、受検者数、場外受検者数	様式24
2月10日(水)	13:00～13:30	特別選抜 合格者数	様式27、28
		併設型中学校からの入学内定者数	様式38
2月17日(水)	12:00～12:30	一般選抜 志願者数	様式22-3
2月25日(木)	12:00～12:30	一般選抜 志願変更後の志願者決定数	様式23
3月3日(水)	13:00～13:30	一般選抜 欠席者数、受検者数、場外受検者数	様式24
3月4日(木)	11:30～12:00		
3月5日(金)	15:00～15:30	追検査申請状況	様式25-1
3月9日(火)	検査終了次第	追検査実施状況	様式25-2
3月11日(木)	10:00～10:30	一般選抜 合格者数	様式30
3月15日(月)	14:00～14:30	第二次募集 志願者数	様式22-3
3月17日(水)	13:00～13:30	第二次募集 欠席者数、受検者数、場外受検者数	様式24
3月19日(金)	10:00～10:30	第二次募集 合格者数	様式30
4月8日(木)	13:00～13:30	入学者数及び転編入学者数	(管理規則に係る様式第11-1号)

※入学式を午後実施する高等学校は、式終了次第、報告してください。

※ここに掲げる報告については、ファクシミリによる報告のみです。
 ※報告事項は、時間厳守で送付状、かがみなしで送付してください。

報 告 先 佐賀県教育庁学校教育課 (〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)
 F A X 番 号 0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 8 6 (学校教育課)

(付表4) 令和3年度佐賀県立高等学校生徒募集定員

〔全日制課程〕

(単位：人)

	学校名	学科名	定員	計
1	鳥 栖(※1)	普通科	240	240
2	三養基	普通科	200	200
3	神 埼	普通科	120	120
4	佐賀東	普通科	200	200
5	佐賀西	普通科	240	240
6	佐賀北	普通科	240	280
		芸術科	40	
7	致遠館(※1)	普通科	120	240
		理数科	120	
8	小 城	普通科	200	200
9	唐津東(※1)	普通科	240	240
10	唐津西	普通科	160	160
11	厳 木(※2)	普通科	80	80
12	伊万里	普通科	160	160
13	武 雄(※1)	普通科	240	240
14	白 石	普通科	120	190
		商業科	40	
		情報ビジネス科	30	
15	鹿 島	普通科	150	230
		商業科	40	
		食品調理科	40	
16	太 良(※2)	普通科	80	80
17	牛 津	生活経営科	40	120
		服飾デザイン科	40	
		食品調理科	40	
18	高志館	食品流通科	40	120
		園芸科学科	40	
		環境緑地科	40	
19	唐津南	生産技術科	40	120
		食品流通科	40	
		生活教養科	40	
20	伊万里実業	生物科学科	40	190
		森林環境科	30	
		フードビジネス科	40	
		商業科	40	
		情報処理科	40	

	学校名	学科名	定員	計
21	佐賀農業	農業科学科	40	120
		食品科学科	40	
		環境工学科	40	
22	鳥栖工業	機械科	80	240
		電子機械科	40	
		電気科	40	
		建築科	40	
		土木科	40	
23	佐賀工業	機械科	40	240
		機械システム科	40	
		電気科	40	
		電子科	40	
		情報システム科	40	
		建築科	40	
24	唐津工業	機械科	40	160
		電気科	40	
		建築科	40	
		土木科	40	
25	有田工業	機械科	40	160
		電気科	40	
		セラミック科	40	
		デザイン科	40	
26	嬉 野(※3)	機械科	40	150
		電気科、建築科	40	
		総合学科	70	
27	鳥栖商業	商業科	80	160
		流通経済科	40	
		情報管理科	40	
28	佐賀商業	商業科	160	240
		グローバルビジネス科	40	
		情報処理科	40	
29	唐津商業	商業科	80	120
		会計科	40	
30	神埼清明	総合学科	160	160
31	多 久	総合学科	120	120
32	唐津青翔	総合学科	80	80
県 合 計			5,600	5,600

- ※1 ・ 鳥栖高等学校の香楠中学校以外からの募集人員は、120人程度とする。
 ・ 致遠館高等学校の致遠館中学校以外からの募集人員は、各学科ともそれぞれ60人程度とする。
 ・ 唐津東高等学校の唐津東中学校以外からの募集人員は、120人程度とする。
 ・ 武雄高等学校の武雄青陵中学校以外からの募集人員は、120人程度とする。

- ※2 ・ 厳木高等学校及び太良高等学校の定員80人のうち、それぞれ40人を全県募集枠とする。

- ※3 ・ 2学科合わせて40人の募集定員とあるのは、各学科20人を別途として募集する。

〔定時制課程〕

	学校名	学科名	定員	計
1	鳥栖工業(※3)	普通科	40	80
		機械科、電気科	40	
2	佐賀工業(※3)	機械科、電気科	40	40
3	有田工業(※3)	セラミック科、デザイン科	40	40
4	佐賀商業	総合文化科	40	40
5	唐津商業	商業科	40	40
6	伊万里実業	商業科	40	40
県 合 計			280	280

【特別選抜】スポーツ推進指定校

1 競技実績に基づく募集枠(全日制課程のみ)

学校名	学科	募集人員(人)	①学力検査			②実技検査等	①+②	調査書		⑤面接	③+④+⑤	調査書の学習の記録以外で特に重視する項目・内容
			国語	数学	英語			③学習の記録	④学習の記録以外			
1 鳥 栖(※1)	普通科	5	50	50	50	250	400	150	50	10	210	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録
2 三養基	普通科	8	50	50	50	300	450	135	60	45	240	生徒会活動、部活動・ボランティア活動等、資格取得(英検・漢検)出欠の記録、行動の記録
3 神 埼	普通科	6	50	50	50	250	400	70	50	80	200	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録
4 佐賀東	普通科	24	50	50	50	220	370	90	100	90	280	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
6 佐賀北	普通科	17	50	50	50	300	450	30	40	30	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)
8 小 城	普通科	2	50	50	50	300	450	90	100	90	280	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検等)
10 唐津西	普通科	8	50	50	50	300	450	160	80	60	300	生徒会活動、部活動、行動の記録、資格取得(英検・漢検・数検)出欠の記録、ボランティア活動等
11 厳 木(※2)	普通科(西部学区枠)	4	50	50	50	150	300	120	120	60	300	生徒会活動、部活動等、ボランティア活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
14 白 石	普通科	14	50	50	50	300	450	150	90	60	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
15 鹿 島	(共通)	8	50	50	50	300	450	60	60	30	150	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
17 牛 津	(共通)	11	50	50	50	300	450	160	80	60	300	生徒会活動、部活動、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録
18 高志館	(共通)	7	50	50	50	300	450	80	140	80	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
19 唐津南	(共通)	4	50	50	50	300	450	45	135	90	270	生徒会活動、部活動等、学校内外での活動の記録、資格取得(英検・漢検・数検等)、出欠の記録、行動の記録
20 伊万里実業	(共通)	8	50	50	50	300	450	60	90	150	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録
22 鳥栖工業	(共通)	22	50	50	50	250	400	110	80	60	250	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
23 佐賀工業	(共通)	30	50	50	50	300	450	160	80	60	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録
25 有田工業	(共通)	5	50	50	50	200	350	60	140	100	300	生徒会活動、部活動、資格取得、出欠の記録
26 嬉 野	機械科	4	50	50	50	300	450	100	80	70	250	生徒会活動、部活動等、行動の記録、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
	電気科											
	建築科											
	総合学科	4	50	50	50	300	450	100	80	70	250	
27 鳥栖商業	(共通)	9	50	50	50	300	450	105	255	90	450	生徒会活動、部活動等、各種資格、検定取得状況、行動の記録、出欠の記録
28 佐賀商業	(共通)	29	50	50	50	300	450	60	210	30	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、行動の記録、出欠の記録
30 神埼清明	総合学科	17	50	50	50	250	400	90	40	120	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録、行動の記録
31 多久	総合学科	8	50	50	50	300	450	150	150	150	450	生徒会活動、部活動、部活動成績、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録
合計		254										

(※1) 中高一貫教育校

(※2) 厳木高校は、西部学区枠のみで実施

2 学校希望に基づく募集枠(全日制課程のみ)

学校名	学科	募集人員(人)	①学力検査			②実技検査等	①+②	調査書		⑤面接	③+④+⑤	調査書の学習の記録以外で特に重視する項目・内容
			国語	数学	英語			③学習の記録	④学習の記録以外			
1 鳥 栖(※1)	普通科	4	50	50	50	250	400	150	50	10	210	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録
2 三養基	普通科	8	50	50	50	150	300	135	60	45	240	生徒会活動、部活動・ボランティア活動等、資格取得(英検・漢検)出欠の記録、行動の記録
3 神 埼	普通科	9	50	50	50	250	400	70	50	80	200	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録
4 佐賀東	普通科	8	50	50	50	220	370	90	100	90	280	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
6 佐賀北	普通科	8	50	50	50	300	450	30	40	30	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)
8 小 城	普通科	6	50	50	50	300	450	90	100	90	280	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検等)
10 唐津西	普通科	6	50	50	50	300	450	160	80	60	300	生徒会活動、部活動、行動の記録、資格取得(英検・漢検・数検)出欠の記録、ボランティア活動等
11 厳 木(※2)	普通科(西部学区枠)	8	50	50	50	150	300	120	120	60	300	生徒会活動、部活動等、ボランティア活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
12 伊万里	普通科	5	50	50	50	250	400	140	80	80	300	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
14 白 石	(共通)	10	50	50	50	300	450	150	90	60	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
15 鹿 島	(共通)	8	50	50	50	300	450	60	60	30	150	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
16 太 良(※2)	普通科(西部学区枠)	8	50	50	50	250	400	135	30	135	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
17 牛 津	(共通)	2	50	50	50	240	390	160	80	60	300	生徒会活動、部活動、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録
18 高志館	(共通)	9	50	50	50	250	400	80	140	80	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
19 唐津南	(共通)	10	50	50	50	300	450	45	135	90	270	生徒会活動、部活動等、学校内外での活動の記録、資格取得(英検・漢検・数検等)出欠の記録、行動の記録
20 伊万里実業	(共通)	10	50	50	50	300	450	60	90	150	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録
21 佐賀農業	(共通)	8	50	50	50	250	400	120	120	60	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録
22 鳥栖工業	(共通)	10	50	50	50	250	400	110	80	60	250	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
23 佐賀工業	(共通)	10	50	50	50	300	450	160	80	60	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録
24 唐津工業	(共通)	10	50	50	50	250	400	60	210	30	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
25 有田工業	(共通)	8	50	50	50	200	350	60	140	100	300	生徒会活動、部活動、資格取得、出欠の記録
26 嬉 野	(共通)	8	50	50	50	300	450	100	80	70	250	生徒会活動、部活動等、行動の記録、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
	総合学科											
		2	50	50	50	300	450	100	80	70	250	生徒会活動、部活動等、行動の記録、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
27 鳥栖商業	(共通)	8	50	50	50	300	450	105	255	90	450	生徒会活動、部活動等、各種資格、検定取得状況、行動の記録、出欠の記録
28 佐賀商業	(共通)	8	50	50	50	300	450	60	210	30	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、行動の記録、出欠の記録
29 唐津商業	(共通)	8	50	50	50	200	350	50	280	20	350	生徒会活動、部活動等、資格取得(珠算・暗算・英検・漢検・数検・書道)、出欠の記録
30 神埼清明	総合学科	4	50	50	50	250	400	90	40	120	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録、行動の記録
31 多 久	総合学科	6	50	50	50	300	450	150	150	150	450	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録
32 唐津青翔	総合学科	4	50	50	50	190	340	135	65	60	260	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録、行動の記録
合計		213										

(※1) 中高一貫教育校

(※2) 厳木高校及び太良高校は、西部学区枠のみで実施

【特別選抜】文化芸術推進指定校

1 教育課程に基づく募集枠(全日制課程のみ)

学校名	学科	募集人員(人)	①学力検査			②実技検査等	①+②	調査書		⑤面接	③+④+⑤	調査書の学習の記録以外で特に重視する項目・内容	
			国語	数学	英語			③学習の記録	④学習の記録以外				
6	佐賀北	芸術科	16	50	50	50	300	450	30	40	30	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)
25	有田工業	セラミック科	6	50	50	50	150	300	60	140	100	300	生徒会活動、部活動、資格取得、出欠の記録
		デザイン科	8	50	50	50	150	300	60	140	100	300	
32	唐津青翔	総合学科	3	50	50	50	190	340	135	65	60	260	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録、行動の記録
合計			33										

2 学校希望に基づく募集枠(全日制課程のみ)

学校名	学科	募集人員(人)	①学力検査			②実技検査等	①+②	調査書		⑤面接	③+④+⑤	調査書の学習の記録以外で特に重視する項目・内容	
			国語	数学	英語			③学習の記録	④学習の記録以外				
2	三養基	普通科	2	50	50	50	150	300	135	60	45	240	生徒会活動、部活動・ボランティア活動等、資格取得(英検・漢検)出欠の記録、行動の記録
3	神 埼	普通科	3	50	50	50	250	400	70	50	80	200	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録
4	佐賀東	普通科	2	50	50	50	220	370	90	100	90	280	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
6	佐賀北	普通科	2	50	50	50	300	450	30	40	30	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)
10	唐津西	普通科	4	50	50	50	300	450	160	80	60	300	生徒会活動、部活動、行動の記録、資格取得(英検・漢検・数検)出欠の記録、ボランティア活動等
11	厳 木(※2)	普通科(西部学区枠)	2	50	50	50	150	300	120	120	60	300	生徒会活動、部活動、ボランティア活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
12	伊万里	普通科	2	50	50	50	250	400	140	80	80	300	生徒会活動、部活動等、資格取得
15	鹿 島	(共通)	2	50	50	50	300	450	60	60	30	150	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
17	牛 津	服飾デザイン科	2	50	50	50	150	300	160	80	60	300	生徒会活動、部活動、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録
		食品調理科	2	50	50	50	150	300	160	80	60	300	
18	高志館	食品流通科	2	50	50	50	250	400	80	140	80	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
		園芸科学科	2	50	50	50	250	400	80	140	80	300	
23	佐賀工業	機械科、機械システム科	2	50	50	50	300	450	160	80	60	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録
24	唐津工業	(共通)	2	50	50	50	250	400	60	210	30	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
25	有田工業	(共通)	4	50	50	50	150	300	60	140	100	300	生徒会活動、部活動、資格取得、出欠の記録
27	鳥栖商業	(共通)	2	50	50	50	300	450	105	255	90	450	生徒会活動、部活動等、各種資格、検定取得状況、行動の記録、出欠の記録
28	佐賀商業	(共通)	2	50	50	50	300	450	60	210	30	300	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、行動の記録、出欠の記録
31	多 久	総合学科	2	50	50	50	300	450	150	150	150	450	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
32	唐津青翔	総合学科	4	50	50	50	190	340	135	65	60	260	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録、行動の記録
合計			45										

(※2)厳木高校は、西部学区枠のみで実施

【一般選抜】全日課程 選考Ⅰ

学校名	学科	A 募集定員 (人)	B 募集人員 (人)	B のAに 対する 割合 (%)	く くり 募集	①学力検査(配点)						学 力 検 査 合 計	② 実 技 検 査	調査書		⑤ 面 接	② + ③ + ④ + ⑤	調査書の学習の記録以外で 特に重視する項目・内容
						国 語	社 会	数 学	理 科	英 語	数 学 追 加			英 語 追 加	③ 学 習 の 記 録			
1 鳥 栖(※1)	普通科	240(120)	13	10.83		50	50	50	50	50		250		180	60	10	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録
2 三 養 基	普通科	200	34	17.00		50	50	50	50	50		250		90	40	30	160	生徒会活動、部活動・ボランティア活動等、資格取得(英検・漢検) 出欠の記録、行動の記録
3 神 崎	普通科	120	36	30.00		50	50	50	50	50		250		90	90	20	200	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録
4 佐賀東	普通科	200	60	30.00		50	50	50	50	50		250		90	70	90	250	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
5 佐賀西	普通科	240	48	20.00		50	50	50	50	50		250		75	40	10	125	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検等)、出欠の記録
6 佐賀北	普通科	240	48	20.00		50	50	50	50	50		250		50	150	50	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)
	芸術科	40	8	20.00		50	50	50	50	50		250	200	50	150	50	450	
7 致遠館(※1)	普通科	120(60)	15	25.00		50	50	50	50	65		265		90	15	15	120	生徒会活動、部活動、特別活動の記録、行動の記録、資格取得(英検)、出欠の記録
	理数科	120(60)	15	25.00		50	50	65	65	50		280		90	15	15	120	
8 小 城	普通科	200	40	20.00		50	50	50	50	50		250		90	130	30	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検等)
9 唐津東(※1)	普通科	240(120)	20	16.67		50	50	75	50	75		300		135	55	10	200	部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)
10 唐津西	普通科	160	48	30.00		50	50	50	50	50		250		80	120	50	250	生徒会活動、部活動、行動の記録、資格取得(英検・漢検・数検) 出欠の記録、ボランティア活動等
11 厳 木(※2)	普通科(西部学区枠)	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		60	45	45	150	生徒会活動、部活動等、ボランティア活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
12 伊万里	普通科	160	40	25.00		50	50	50	50	50		250		70	40	10	120	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
13 武 雄(※1)	普通科	240(120)	24	20.00		50	50	50	50	50		250		90	80	30	200	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録
14 白 石	普通科	120	24	20.00		50	50	50	50	65		265		115	100	20	235	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
	商業科、情報ビジネス科 (くくり)	70	21	30.00	◎	50	50	50	50	50		250		70	160	20	250	
15 鹿 島	普通科	150	45	30.00		50	50	50	50	50		250		126	36	18	180	
	商業科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		50	150	50	250	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
	食品調理科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		50	150	50	250	
16 太 良(※2)	普通科(西部学区枠)	40	8	20.00		50	50	50	50	50		250		60	90	90	240	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
17 牛 津	生活経営科	40	8	20.00		50	50	50	50	50		250		180	45	25	250	
	服飾デザイン科	40	8	20.00		50	50	50	50	50		250		180	45	25	250	生徒会活動、部活動、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録
	食品調理科	40	8	20.00		50	50	50	50	50		250		180	45	25	250	
18 高志館	食品流通科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		50	120	80	250	
	園芸科学科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		50	120	80	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
	環境緑地科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		50	120	80	250	
19 唐津南	生産技術科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		45	135	70	250	
	食品流通科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		45	135	70	250	生徒会活動、部活動等、学校内外での活動の記録、資格取得(英検・漢検・数検等)、 出欠の記録、行動の記録
	生活教養科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		45	135	70	250	
20 伊万里実業	生物科学科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		60	110	80	250	
	森林環境科	30	9	30.00		50	50	50	50	50		250		60	110	80	250	
	フードビジネス科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		60	110	80	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録
	商業科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		60	110	80	250	
21 佐賀農業	情報処理科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		60	110	80	250	
	農業科学科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		90	100	60	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録
	食品科学科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		90	100	60	250	
22 鳥栖工業	環境工学科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		90	100	60	250	
	機械科	80	24	30.00		50	50	50	50	50		250		70	150	30	250	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
	電子機械科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		70	150	30	250	
23 佐賀工業	電気科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		70	150	30	250	
	建築科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		70	150	30	250	
	土木科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		70	150	30	250	
	機械科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		80	140	30	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録
	機械システム科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		80	140	30	250	
24 唐津工業	電気科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		30	190	30	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
	建築科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		30	190	30	250	
	土木科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		30	190	30	250	
	機械科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		30	190	30	250	
25 有田工業	電気科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		90	90	70	250	生徒会活動、部活動、出欠の記録、資格取得
	セラミック科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		90	90	70	250	
	デザイン科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250	50	90	90	70	300	
26 嬉 野	機械科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		80	120	50	250	生徒会活動、部活動等、行動の記録、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録
	電気科、建築科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		80	120	50	250	
	総合学科	70	21	30.00		50	50	50	50	50		250		80	120	50	250	
27 鳥栖商業	商業科、流通経済科(くくり)	120	36	30.00	◎	50	50	50	50	50		250		50	140	60	250	生徒会活動、部活動等、各種資格、検定取得状況、行動の記録、出欠の記録
	情報管理科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		50	140	60	250	
28 佐賀商業	商業科、グローバルビジネス 科(くくり)	200	60	30.00	◎	50	50	50	50	50		250		30	210	10	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、行動の記録、出欠の記録
	情報処理科	40	12	30.00		50	50	50	50	50		250		30	210	10	250	
29 唐津商業	商業科、会計科(くくり)	120	36	30.00	◎	50	50	50	50	50		250		50	180	20	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(珠算・暗算・英検・漢検・数検・書道)、出欠の記録
30 神埼清明	総合学科	160	48	30.00		50	50	50	50	50		250		80	100	70	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録、行動の記録
31 多 久	総合学科	120	36	30.00		50	50	50	50	50		250		65	155	30	250	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録
32 唐津青翔	総合学科	80	24	30.00		50	50	50	50	50		250		90	80	30	200	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録、行動の記録
合計			1321															

(※1) 中高一貫教育校

(※2) 厳木高校及び太良高校の全県募集枠、並びに定時制課程は、選考Ⅰ・選考Ⅱの区別なく実施する。選抜概要は、付表5-5に記載。

(付表5-4) 令和3年度佐賀県立高等学校入学者選抜概要(実施教科・配点等)

【一般選抜】全日制課程 選考Ⅱ

募集人員は、募集定員から特別選抜及び一般選抜選考Ⅰの合格者数を差し引いた数

学校名	学科	募集定員(人)	募集人員(人)	くくり募集	①学力検査(配点)							学力検査合計	②実技検査				調査書				調査書の学習の記録以外で特に重視する項目・内容
					国語	社会	数学	理科	英語	数学追加	英語追加		③学習の記録	④学習の記録以外	⑤面接	②+③+④+⑤					
1 鳥栖(※1)	普通科	240(120)			50	50	50	50	50			250		60	30	10	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録			
2 三養基	普通科	200			50	50	50	50	50			250		60	20	20	100	生徒会活動、部活動・ボランティア活動等、資格取得(英検・漢検)出欠の記録、行動の記録			
3 神埼	普通科	120			50	50	50	50	50			250		60	30	10	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録			
4 佐賀東	普通科	200			50	50	50	50	50			250		30	40	30	100	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録			
5 佐賀西	普通科	240			50	50	50	50	50			250		75	20	5	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検等)、出欠の記録			
6 佐賀北	普通科	240			50	50	50	50	50			250		70	20	10	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)			
	芸術科	40			50	50	50	50	50			250	150	70	20	10	250				
7 致遠館(※1)	普通科	120(60)			50	50	50	50	50			250		80	10	10	100	生徒会活動、部活動、特別活動の記録、行動の記録、資格取得(英検)、出欠の記録			
	理数科	120(60)			50	50	50	50	50			250		80	10	10	100				
8 小城	普通科	200			50	50	50	50	50			250		60	25	15	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検等)			
9 唐津東(※1)	普通科	240(120)			50	50	50	50	50			250		67.5	27.5	5	100	部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)			
10 唐津西	普通科	160			50	50	50	50	50			250		60	30	10	100	生徒会活動、部活動、行動の記録、資格取得(英検・漢検・数検)出欠の記録、ボランティア活動等			
11 厳木(※2)	普通科(西部学区枠)	40			50	50	50	50	50			250		40	30	30	100	生徒会活動、部活動等、ボランティア活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録			
12 伊万里	普通科	160			50	50	50	50	50			250		70	20	10	100	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録			
13 武雄(※1)	普通科	240(120)			50	50	50	50	50			250		45	40	15	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録			
14 白石	普通科	120			50	50	50	50	50			250		50	40	10	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録			
	商業科、情報ビジネス科(くくり)	70	◎		50	50	50	50	50			250		50	40	10	100				
15 鹿島	普通科	150			50	50	50	50	50			250		70	20	10	100	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録			
	商業科	40			50	50	50	50	50			250		70	20	10	100				
	食品調理科	40			50	50	50	50	50			250		70	20	10	100				
16 太良(※2)	普通科(西部学区枠)	40			50	50	50	50	50			250		35	15	50	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録			
17 牛津	生活経営科	40			50	50	50	50	50			250		45	45	10	100	生徒会活動、部活動、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録			
	服飾デザイン科	40			50	50	50	50	50			250		45	45	10	100				
	食品調理科	40			50	50	50	50	50			250		45	45	10	100				
18 高志館	食品流通科	40			50	50	50	50	50			250		20	30	50	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録			
	園芸科学科	40			50	50	50	50	50			250		20	30	50	100				
	環境緑地科	40			50	50	50	50	50			250		20	30	50	100				
19 唐津南	生産技術科	40			50	50	50	50	50			250		15	45	40	100	生徒会活動、部活動等、学校内外での活動の記録、資格取得(英検・漢検・数検等)、出欠の記録、行動の記録			
	食品流通科	40			50	50	50	50	50			250		15	45	40	100				
	生活教養科	40			50	50	50	50	50			250		15	45	40	100				
20 伊万里実業	生物科学科	40			50	50	50	50	50			250		27	23	50	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録			
	森林環境科	30			50	50	50	50	50			250		27	23	50	100				
	フードビジネス科	40			50	50	50	50	50			250		27	23	50	100				
	商業科	40			50	50	50	50	50			250		27	23	50	100				
	情報処理科	40			50	50	50	50	50			250		27	23	50	100				
21 佐賀農業	農業科学科	40			50	50	50	50	50			250		45	25	30	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録			
	食品科学科	40			50	50	50	50	50			250		45	25	30	100				
	環境工学科	40			50	50	50	50	50			250		45	25	30	100				
22 鳥栖工業	機械科	80			50	50	50	50	50			250		50	20	30	100	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録			
	電子機械科	40			50	50	50	50	50			250		50	20	30	100				
	電気科	40			50	50	50	50	50			250		50	20	30	100				
	建築科	40			50	50	50	50	50			250		50	20	30	100				
	土木科	40			50	50	50	50	50			250		50	20	30	100				
23 佐賀工業	機械科	40			50	50	50	50	50			250		65	20	15	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録			
	機械システム科	40			50	50	50	50	50			250		65	20	15	100				
	電気科	40			50	50	50	50	50			250		65	20	15	100				
	電子科	40			50	50	50	50	50			250		65	20	15	100				
	情報システム科	40			50	50	50	50	50			250		65	20	15	100				
	建築科	40			50	50	50	50	50			250		65	20	15	100				
24 唐津工業	機械科	40			50	50	50	50	50			250		30	40	30	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録			
	電気科	40			50	50	50	50	50			250		30	40	30	100				
	建築科	40			50	50	50	50	50			250		30	40	30	100				
	土木科	40			50	50	50	50	50			250		30	40	30	100				
25 有田工業	機械科	40			50	50	50	50	50			250		30	30	40	100	生徒会活動、部活動、出欠の記録、資格取得			
	電気科	40			50	50	50	50	50			250		30	30	40	100				
	セラミック科	40			50	50	50	50	50			250		30	30	40	100				
	デザイン科	40			50	50	50	50	50			250	50	30	30	40	150				
26 嬉野	機械科	40			50	50	50	50	50			250		40	40	20	100	生徒会活動、部活動等、行動の記録、資格取得(英検・漢検)、出欠の記録			
	電気科、建築科	40			50	50	50	50	50			250		40	40	20	100				
	総合学科	70			50	50	50	50	50			250		40	40	20	100				
27 鳥栖商業	商業科、流通経済科(くくり)	120	◎		50	50	50	50	50			250		50	40	10	100	生徒会活動、部活動等、各種資格、検定取得状況、行動の記録、出欠の記録			
	情報管理科	40			50	50	50	50	50			250		50	40	10	100				
28 佐賀商業	商業科、グローバルビジネス科(くくり)	200	◎		50	50	50	50	50			250		30	60	10	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、行動の記録、出欠の記録			
	情報処理科	40			50	50	50	50	50			250		30	60	10	100				
29 唐津商業	商業科、会計科(くくり)	120	◎		50	50	50	50	50			250		50	40	10	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(珠算・暗算・英検・漢検・数検・書道)、出欠の記録			
30 神埼清明	総合学科	160			50	50	50	50	50			250		40	30	30	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検・数検)、出欠の記録、行動の記録			
31 多久	総合学科	120			50	50	50	50	50			250		65	25	10	100	生徒会活動、部活動等、資格取得(英検・漢検等)、出欠の記録			
32 唐津青翔	総合学科	80			50	50	50	50	50			250		45	40	15	100	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録、行動の記録			

(※1)中高一貫教育校

(※2)厳木高校及び太良高校の全県募集枠、並びに定時制課程は、選考Ⅰ・選考Ⅱの区別なく実施する。選抜概要は、付表5-5に記載。

(付表5-5) 令和3年度佐賀県立高等学校入学者選抜概要(実施教科・配点等)

【一般選抜】全日制課程 厳木高等学校及び太良高等学校全県募集枠

学校名	学科	募集定員(人)	募集人員(人)	①学力検査(配点)							学力検査合計	②実技検査	調査書		⑤面接	②+③+④+⑤	調査書の学習の記録以外で特に重視する項目・内容
				国語	社会	数学	理科	英語	数学追加	英語追加			③学習の記録	④学習の記録以外			
11 厳木	普通科(全県募集枠)	40	40	◎	◎	◎	◎	◎			200				180	180	調査書は点数化しない
16 太良	普通科(全県募集枠)	40	40	◎	◎	◎	◎	◎			200				180	180	調査書は点数化しない

◎5教科中高得点であった3教科の得点を2倍にし、他の2教科の得点との合計(400点満点)を200点満点に換算

【一般選抜】定時制課程

学校名	学科	募集定員(人)	募集人員(人)	①学力検査(配点)							学力検査合計	②実技検査	調査書		⑤面接	②+③+④+⑤	調査書の学習の記録以外で特に重視する項目・内容
				国語	社会	数学	理科	英語	数学追加	英語追加			③学習の記録	④学習の記録以外			
定1 鳥栖工業	普通科	40	40	50	50	50	50	50			250		135	110	180	425	出欠の記録、行動の記録
	機械科、電気科	40	40	50	50	50	50	50			250		135	110	180	425	
定2 佐賀工業	機械科、電気科	40	40	50	50	50	50	50			250		135	65	180	380	生徒会活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
定3 有田工業	セラミック科、デザイン科	40	40	50	50	50	50	50			250		135	65	200	400	生徒会活動、部活動等、出欠の記録、資格取得
定4 佐賀商業	総合文化科	40	40	50	50	50	50	50			250		90	20	240	350	生徒会活動、行動の記録、学校内外での活動、部活動等、資格取得、出欠の記録
定5 唐津商業	商業科	40	40	50	50	50	50	50			250		135	15	160	310	特別活動の記録、行動の記録、学校内外での活動、部活動等、出欠の記録
定6 伊万里実業	商業科	40	40	50	50	50	50	50			250		120	10	180	310	特別活動の記録、行動の記録、学校内外での活動、部活動等、出欠の記録

令和3年度
佐賀県立高等学校
入学者選抜実施要項

発行日 令和2年9月
発行 佐賀県教育委員会
編集 佐賀県教育庁学校教育課
〒840-8570
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
電話 0952-25-7227
FAX 0952-25-7286
Mail gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp